

営内神社・陸軍墓地等から見た霧社事件 死没軍人の慰霊

坂井 久能

はじめに

昭和5(1930)年10月27日に台湾の台中州能高郡霧社(現在の南投県仁愛郷)で起こった「霧社事件」は、台湾原住民族タイヤル族の「霧社蕃」11社の内6社を中心とした「蕃人」が蜂起して内地人134名(他に本島人2名)を殺害した抗日暴動事件である⁽¹⁾。台湾総督府の「理蕃」政策により、暴動や「出草」(原住民による^{かくしゅ}「蕃害」といわれた)が減少し、「理蕃」「撫育」で模範的とされた霧社で起こった暴動事件だけに、「此の模範的教化地を中心として今此の聖代の一大不祥事を現出す⁽²⁾」と台湾総督府の監督機関拓務省に言わしめた程に、その衝撃は大きなものであった。東京朝日新聞など内地の新聞は連日のように事件を報道し、帝国議会でも議論されるなど、社会的にも注目を浴びた事件であった。事件はまた、「反抗蕃」への討伐に「味方蕃」といわれた暴動に加わらなかった原住民を動員し、「理蕃」政策で禁じてきた「出草」を認めて^{かくしゅ}緘首に懸賞金を設定⁽³⁾、戦時国際法で禁じられた毒ガスを使用するなど、軍・警察の討伐への批判とともに、翌年4月25日、生き残って保護した女子や子供が多い蜂起霧社蕃を「味方蕃」のタウツア蕃に襲撃させて、216名を殺害し、101個の首が警察に提出された第二霧社事件は、警察の介入による日本側の報復陰謀事件であったとする批判もあった。これらを含めた日本の台湾統治、特に原住民への理蕃政策の実態を追及した多くの著論が発刊され、関係者の証言や現地ルポなども含めると、事件関係の研究史は膨大なものになっている⁽⁵⁾。

本稿は、霧社事件そのものを扱うのではない。討伐に動員された軍隊の死没者について、その死没の

状況や、葬儀がどのように行われ、台湾における陸軍墓地がどのようになっている、どのように埋葬されたのか、また、部隊による慰霊や靖國神社への合祀がどのように行われたのかなどを探り、台湾における戦没者慰霊の実態と特色を捉えることを目的としている。併せて、平成25(2013)年11月21日から27日まで神奈川大学非文字資料研究センターの研究調査として台湾を訪れ、旧軍の兵営や陸軍墓地・営内神社の跡地を調査してきたことを踏まえ、現在における旧軍慰霊施設の変容の状況やその意味を捉えていきたい。台湾における陸軍墓地や営内神社を取り上げた研究は管見の限りは⁽⁶⁾なく、手探りの状況であるが、日本の台湾統治及び霧社事件を台湾軍の慰霊の面から探って⁽⁶⁾いきたい。戦没者の慰霊は、その死をどのように位置づけるかの認識なしには行えないからである。

一 霧社事件における出動軍人と死没者

1. 台湾軍の出動

台湾軍とは、大正8(1919)年に武官であった台湾総督を文官からも任命できるよう改めたこととともない、総督府陸軍部が独立したものである。霧社事件時における台湾軍司令官は渡邊錠太郎中将、台湾総督は文官で民政党の石塚英蔵であった。

霧社事件における台湾軍や警察の出動について、以下に『^{自昭和五年十月三十一日}霧社事件陣中日誌⁽⁷⁾』及び『霧社事件誌⁽⁸⁾』を参考にしてたどってみる。

昭和5年10月27日、事件の報を受けた台湾総督府警務局は、警察隊の派遣を指示するとともに、総

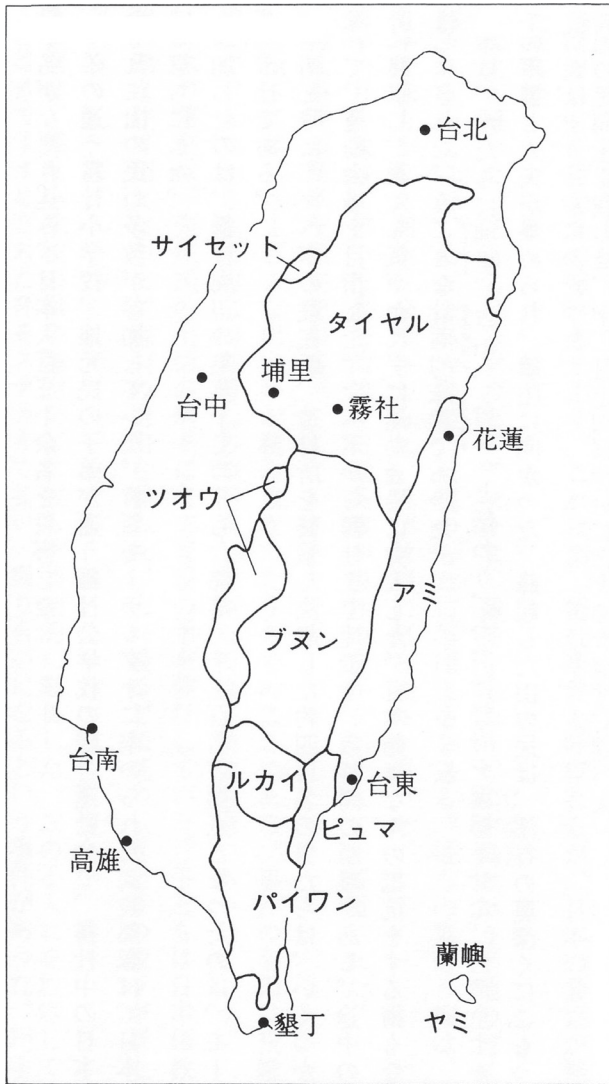


図1 台湾の先住民族地図 (出典：柳本通彦『台湾・霧社に生きる』現代書館)

督の意を受けて台湾軍司令官に屏東駐屯の陸軍飛行第八聯隊の飛行機による偵察を依頼した。軍司令官はそれを受け、第八聯隊に「状況ヲ偵察シ地方警察ニ協力スヘシ」の命令を下した。27日夕方には霧社上空に陸軍機が飛行し、討伐の開始を知らしめる役割を果たした。一方、台中州知事は警務局の意を受けて台中分屯大隊（台湾歩兵第一聯隊第三大隊）へ出兵を要請した。その報告を受けた軍司令官は、まずは歩兵1個中隊の派遣を下令するとともに、「警官隊ノ支援」が任務であることを指示した。「蕃人」暴動の鎮圧は警察の任務であり、軍の出動はあくまでも警察を支援するためであった。大隊は、これを受けて大泉大尉指揮のもと第十二中隊124名と機関銃隊1個小隊が27日に出動した。同日夜には、総督の要求を受けて、軍司令官は花蓮港分屯大隊（台湾

歩兵第二聯隊第三大隊）に歩兵1個中隊の出動を命じ、大隊は後藤大尉指揮のもと第十中隊97名を派遣した。霧社を東西から挟撃する形で、軍隊が出動することになった（図1参照）。翌28日には、下命により台北駐屯の山砲兵大隊は長林大尉以下1個中隊75名（山砲2門）、第一聯隊通信班は馬場中尉以下61名を派遣し、大泉大尉の区署に付けることになった。10月29日、警察隊は霧社を占領し生存者を収容した。事件の状況を把握した軍司令官は、同日兵力の増強をはかるため、台中分屯大隊長に1個中隊を管内に残しての出動を命じ（1大隊は4個中隊編成）、台湾守備隊司令官鎌田彌彦少将にも出動部隊指揮のため出動を命じた。これが「鎌田支隊」といわれ、司令部を30日に埔里、31日に霧社に進めて前線を指揮した。台中分屯大隊は、大隊長松井貫一少佐指揮のもと大隊本部・歩兵2個中隊218名が重機関銃2・軽機関銃11・手榴弾・照明弾等の兵器を携えて29日に出発し、30日に霧社へ到着した。30日にはさらに歩兵第二聯隊に機関銃1個小隊と救護班の出動を命じ、守備隊司令官に属さしめた。

ここに軍による討伐の準備を整えると、軍司令官は同日、警察隊の支援でなく軍による討伐を総督の同意を得て決定し、守備隊司令官にその旨を命じた。10月30日における出動部隊は693名で、その内364名が台中分屯大隊の将兵であった。

10月31日、軍・警察による討伐が開始された。その日の戦闘で2名の戦死者を出し、兵力手薄の認識から、11月1日に歩兵第二聯隊に松久少佐指揮の1個中隊（第六中隊90名出動）と通信班（69名出動）、台北・台南衛戍病院に軍医・看護卒らの派遣を命じた。翌2日には第一聯隊に曲射歩兵砲1個小隊、第二聯隊に歩兵1個大隊、山砲兵大隊に1個小隊の出動を命じ、第二聯隊からは安達少佐指揮の第一大隊360名が出動した。台湾軍の総力をあげての討伐といえる状況である。

その後、11月23日に基隆重砲兵大隊の市来中尉以下16名が出動し、11月24日の調べによる出動軍人の総数は1,303名であった^⑨。これらは台湾軍司令官渡邊錠太郎中将のもと、現地司令官である台湾守備隊司令官鎌田彌彦少将の指揮下に入り、その内訳

は次の通りであった。

- ・台湾軍司令部 9 ・台湾守備隊司令部 11
- ・台湾歩兵第一聯隊（曲射歩兵砲小隊・通信班）
108、同台中分屯第三大隊 3 個中隊 354
- ・台湾歩兵第二聯隊（安達少佐指揮第一大隊・松久少佐指揮中隊・機関銃小隊・救護班・通信班）
528、同花蓮港分屯第三大隊後藤中隊 84
- ・屏東飛行第八聯隊 41 ・台北山砲兵大隊 109
- ・基隆重砲兵大隊 8 ・台北衛戍病院 18
- ・台南衛戍病院 5 ・憲兵隊 28

なお、警察隊も台中州を中心として台北・新竹・台南・花蓮港・警官練習所から動員し、総勢 1,306 名であった。一方、「味方蕃」と称されたタウツア蕃・トロツク蕃・万大蕃・白狗蕃の動員数は 12 月 20 日迄に延べ 6,822 名に達し、戦闘や運搬等に従事した。特に、警察隊に所属した「蕃人奇襲隊」は「奇襲しては老幼男女の区別なく之を殺戮し…事件解決一方面の役割を完了したるもの」と総督府警務局は評価している⁽¹⁰⁾。

出動部隊は、11 月 21 日より帰還を開始して 30 日には撤退を完了、守備隊司令部も下山した。12 月 1 日に新たに編成された警備隊（本部・集成第一中隊・機関銃小隊・軍医等 176 名）が残置することになったが、これも 12 月 26 日には撤退した⁽¹¹⁾。

2. 出動軍人の死没者

霧社事件出動軍人の死没者は、『皇昭和五年十一月三日霧社事件陣中日誌』によると次の通りである（階級は死亡時のもの）。

- ・第一聯隊台中第三大隊 第九中隊 二等卒 川尻秀實、一等卒 礪原菊太郎 〈以上 10/31 戦死〉
- ・同 第十二中隊 伍長 川崎幸男、一等卒 出澤梅太郎
- ・第二聯隊花蓮港第三大隊 第十中隊 中尉 荒瀬虎夫、伍長 稲留耕造 〈以上 11/1 戦死〉
- ・第二聯隊台南第一大隊 第三中隊 軍曹 甲斐敏雄、軍曹 上村榮、軍曹 東郷高義、上等兵 成田與一、上等兵 松出義光、一等卒 井野仁八郎、一等卒 井龍赤松、一等卒 原勝治、一等卒 吉越敏夫、一等卒 倉石仁助、一等卒 水本末喜、一等卒 猿渡

次雄、一等卒 塩田久雄、一等看護卒 鶴田一正、一等看護卒 村上廣市 〈以上 11/5 戦死〉、二等卒 関安雄 〈11/16 戦死〉

「戦死」者は 22 名で、死亡日付で一階級進級し、二等卒については上等兵に進級した。特に二等卒関安雄については、狙撃を受け重傷を負いながらも小隊長に伝令して戦死を遂げたことが「勲功顕著」として、兵卒進級規則第 16 条により特別進級とし、「一等卒ヲ命シ更ニ同日上等兵ニ進級セシメタリ」という措置がとられた⁽¹²⁾。また、上記のうち歩兵第二聯隊の水本末喜・猿渡次雄・塩田久雄の 3 名については、次の史料がある⁽¹³⁾。

電報譯 十一月九日

憲兵司令部電話 午後六時半

一、五日マヘボ附近ノ戦闘ニ於テ生死不明ナリシ足立大隊三中隊歩兵一等卒水本末喜、猿渡次夫、塩田久雄ハ戦死ト決定セリ。（下略）

3 名は、11 月 5 日の戦闘で 12 名の戦死者を出した歩兵第二聯隊安達大隊第三中隊に属し、「生死不明」となっていたが、9 日の時点で「戦死」認定をしたということである。戦闘中に行方不明となり帰隊していないことから、このように認定したものである。

なお、軍人以外で討伐に参加した死没者は、警察隊 6 名、官役人夫 29 名、在郷軍人 18 名であった⁽¹⁴⁾。官役人夫「戦死者」29 名中 26 名が「蕃人」であり、警察隊に引率されて討伐に参加したタウツア蕃（19 名戦死）などの「味方蕃」を官役人夫として動員していたということである。蜂起した霧社蕃 6 社の死没者は、『霧社事件誌』によると 644 名で、戦死 85・飛行機爆弾死 137・砲弾死 34・被誅首 87・縊死 290 名などとなっている。縊死は女子が 167 名と多く、凄惨な情景が想起される。昭和 4 年末の蜂起 6 社の戸口は 1,236 名で、討伐後に保護された霧社蕃は 514 名、その彼らをタウツア蕃が襲撃した第二霧社事件で 216 名殺害され、生存者は 298 名となった。その殆どが同 6 年 5 月に川中島へ強制移住させられ、その地でも 10 月に警察は壮丁 38 名を捕らえ、全員「病死」として処置した。生存者は女子供を中心とする 260 名程になり、千名程死没したことになる。

二 軍人等死没者の葬儀・追悼会

1. 軍人死没者の合葬式

(1) 台湾歩兵第二聯隊の合葬式

台湾歩兵第二聯隊の霧社事件死没者は、台南の第一大隊第三中隊 16 名、花蓮港分屯第三大隊 2 名、合計 18 名であった。その合葬式は、未だ出動部隊の全員帰還が完了しない昭和 5 年 11 月 27 日に行われた。但し第三大隊は 25 日朝屯営に帰着し、安達清作少佐率いる第一大隊は 26 日夕方台南に帰着している⁽¹⁵⁾。合葬式の様子は、憲兵司令官が陸軍大臣に宛てた同 5 年 12 月 11 日付「霧社事件殉職並遭難者合葬式及追悼會舉行ニ関スル件報告（通牒）」（以下「報告」と記す）で次のように報告している⁽¹⁶⁾。句読点を適宜補った。以下同じ。

憲警第四九一號

霧社事件殉職並遭難者合葬式及追悼會舉行ニ関スル件報告（通牒）

昭和五年十二月十一日 憲兵司令官
峯 幸松印

陸軍大臣宇垣一成殿

霧社事件ノ爲戦死ヲ遂ケタル故荒瀬大尉以下二十二名ノ合葬式ハ十一月二十七、二十八ノ兩日所屬聯大隊主催トナリ台南及台中ニ於テ、又同事件殉職殉難者ノ追悼會ハ台湾總督府主催十一月三十日台中市ニ於テ各々嚴ニ執行セラレタリ。其ノ狀況左記報告（通牒）ス。

（中 略）

二、合葬式ノ狀況

（一）台南ノ狀況

台湾歩兵第二聯隊附陸軍歩兵中佐池辺四郎葬儀委員長トナリ、台南陸軍偕行社ニ祭壇ヲ設ケ、十一月二十七日正午ヨリ別紙（第一）次第書ノ順序ニ依リ佛式及神式ヲ以テ告別式並發柩祭ヲ、午後三時ヨリ台南公園ニ於テ葬場祭ヲ行ヒタルカ、参列者ハ軍隊側ヨリ台湾軍司令官、台南部隊、地方側ヨリ台湾總督代理、台中、台南、高雄各州知事並遺族、各種團體、學校生徒、一般官民等一萬餘名ノ多数ニ上リ、聯隊長ノ祭

文朗讀ニ次テ軍司令官、總督代理、参列セル各州知事、在郷軍人分會長等ノ弔詞朗讀アリ。又各地ヨリノ弔電七十五通アリ。又各種團體軍人及一般官民ノ供物ハ神酒二十六本、弔旗六十二對、花輪十對、菓子果物四十五盛、其他榊、線香、ローソク、香奠等多数アリ。盛典ヲ極メ同五時三十分嚴肅裡ニ終了、直ニ陸軍墓地ニ納骨セルカ、行列ノ際沿道市民ハ何レモ弔旗ヲ樹テ弔意ヲ表セリ。

（中 略）

別紙第一

霧社事件戦死者葬儀式次第（昭五、一一、二七）

告別式（佛式）

正午 一同着席
次 僧侶着席
次 四奉請
次 導師弔辭
次 僧侶焼香
次 讀 經
次 聯隊長焼香
次 遺族並ニ親族焼香
次 一般焼香

發柩祭（神式）

午后一時 一同着席
次 修 祓
次 神饌ヲ供ス（此間奏樂）
次 齋主祭詞ヲ奏ス（起立）
次 聯隊長玉串ヲ奉リ拝礼
次 参列者玉串ヲ奉リ拝礼
次 齋主、齋員玉串ヲ奉リ拝礼
次 神饌ヲ撤ス（此間奏樂）
次 發 柩（午后二時）

葬場祭（神式）

午后三時 一同着席
次 修祓 *以下、改行を詰めて記した。
次 神饌ヲ供ス（此間奏樂）、次 齋主祭詞ヲ奏ス（起立）、次 副齋主誄詞ヲ奏ス（起立）、

次 聯隊長祭詞ヲ奏ス(起立)、次 軍司令官
 弔詞、次 總督代理弔詞、次 参列員弔詞並
 弔電、次 聯隊長玉串ヲ奉リ拝礼、次 軍司
 令官玉串ヲ奉リ拝礼、次 總督代理玉串ヲ奉
 リ拝礼、次 台南州知事玉串ヲ奉リ拝礼、次
 台南市尹玉串ヲ奉リ拝礼、次 遺族並ニ親族
 玉串ヲ奉リ拝礼、次 總代(軍隊)玉串ヲ奉
 リ拝礼(總代ハ將校、下士、兵卒毎ニ一團ト
 ナル)、次 参列員玉串ヲ奉リ拝礼、次 儀仗
 隊ノ敬礼並ニ弔銃齊発(畢ルト同時ニ團體拝
 礼開始)、次 齋主、齋員玉串ヲ奉リ拝礼、次
 神饌ヲ撤ス(此間奏樂)、次 齋主祭儀ノ畢レ
 ル由ヲ聯隊長ニ申ス、次 各退出、以上

先ず、葬儀委員を設けたことについて、これは
 「陸軍葬喪令」(明治45年制定、大正7・8年一部改
 正)第26条に「葬儀管理者ハ准士官以上ノ陸軍現役
 軍人ノ葬儀ニ付テハ葬儀委員ヲ設ケ之ニ下士兵卒若
 干名ヲ附シ葬儀ニ關スル事務ヲ管掌セシムルコトヲ
 得」とあり、荒瀬虎夫大尉が被葬者の一人であった
 ことから、葬儀管理者である歩兵第二聯隊長が葬儀
 委員を設けたということであろう。

告別式は仏式で、僧侶が諸仏を奉請する四奉請で
 始まった。『臺灣日日新報』(以下『臺日』と略す)
 11月29日付に「各派僧侶四奉請」とあることから、
 各宗派の僧侶が参加したようである。

告別式が終わると発柩祭が執行された。発柩祭は
 出棺祭ともいい、柩が葬場に向かう際にその旨を柩
 前に告げる神葬祭の儀式である。『臺日』によると、
 開山神社社司が齋主をつとめたことである。

午後2時発柩となり、葬場に向け葬列が進んだ。
 『臺日』は「午後二時發柩。由是行列長形。憲兵前
 導。吉田中尉指揮。二百餘對弔旒如林儀仗隊二箇小
 隊。吹奏叭喇行進。沿途在郷軍人消防組。堵列部
 隊。各官衙員。中等學校。小學校生徒。約二萬人。
 三時入臺南公園」とあり、偕行社から1時間かけて
 葬列は台南公園に向かった。吉田中尉が指揮する憲
 兵隊が先導し、弔旗200余対が林の如くであったと
 いう。儀仗隊2個小隊が軍楽隊を付して行進した。
 「陸軍葬喪令」第9条に陸軍現役將校同相当官・准士
 官及び戦役に従事した下士・兵卒等に限り儀仗兵が

差遣されることになっており、尉官の場合は歩兵1
 小隊の規程であった。荒瀬大尉の他に下士卒の被葬
 者も多かったので、2個小隊差遣となったものであ
 ろう。沿道には「堵列部隊」が並んだとある。これ
 も「陸軍葬喪令」第18~21条に規程があり、大隊長
 や中隊長などの葬儀に「部下軍隊全部柩ノ通路ニ堵
 列シ送葬スヘシ」「堵列軍隊ハ柩ノ通過スルトキ之
 ニ對シテ軍隊ノ敬禮ヲ行ヒ軍楽隊及喇叭手ハ「吹ナ
 ス笛」一回ヲ吹奏スヘシ」とある。堵列があったと
 いうことは、第十中隊附將校であった荒瀬中尉⁽⁴⁷⁾は中
 隊長と同じ大尉に進級したことから、中隊長とみな
 して部隊の堵列を差配したということであろうか。
 他に在郷軍人・消防組・各官衙職員・小中学校生徒
 など約2万人が沿道に並んだといい、軍官民を動員
 しての盛儀であったことがうかがえる。

葬場祭は、仏式という葬儀ならびに告別式に相当
 する神葬祭の儀式である。齋主の記載はないが、発
 柩祭後の葬列で齋主は柩の前に位置するのが通例で
 あり、そのまま葬場祭でも開山神社社司が齋主をつ
 とめたと思われる。齋主の祭詞、副齋主の誄詞に続
 いて、主催者(葬主)である岩松義雄聯隊長の祭詞、
 軍司令官・總督代理らの弔詞奏上があった。『臺日』
 によると、弔詞は軍司令官以下12名に及び、弔電
 百余通の披露があったという。次いで聯隊長以下の
 参列者・遺族親族に続いて軍隊總代の玉串奉奠が行
 われた。總代も「陸軍葬喪令」に人数は4名、葬列
 では柩の両側に随行し、葬祭場では親族の次に列す
 る規定になっていた。最も多くの戦死者を出した第
 一大隊の安達清作大隊長や第三中隊の長井義夫中隊
 長の弔詞や玉串奉奠がないのは不審であり、既述の
 ように帰隊している筈なので、葬儀に参列できない
 事情が生じたのかも知れない。玉串奉奠に続いて、
 儀仗隊の敬礼と弔銃齊発が行われた。「陸軍葬喪令」
 第16条に「現役將校ノ葬儀ニ付テハ弔銃齊發ヲ行
 フ、其ノ回数左ノ如シ」とあり、尉官の齊発は1回
 であった。

葬場祭には軍官民1万余名の参列があったとい
 い、告別式から5時間半に及ぶ盛大な合葬式であつ
 た。葬場祭後、納骨のため葬列が陸軍墓地へ向かつ
 たが、埋葬については別項で扱う。

(2) 台中分屯大隊の合葬式

台中分屯の歩兵第一聯隊第三大隊は、霧社事件で兵營に1個中隊を残し、大隊長の松井貫一少佐が3個中隊を率いて出動し、第九中隊・第十二中隊で各2名戦死した。合葬式は、台南聯隊の翌日、11月28日に行われた。前掲「報告」の台中における合葬式について、次のように記している。

(二) 台中ノ状況

松井分屯大隊長葬主トナリ、十一月二十八日午後三時ヨリ同隊營庭ニ於テ、別紙(第二)次第書ノ順序ニ佛式及神式ヲ以テ嚴肅ニ舉行シタルカ、會葬者ハ軍部側ヨリ台湾軍司令官及在台中部隊、地方側ヨリ台湾總督代理、台中州知事代理並ニ在郷軍人會、各種團體、學校生徒及一般官民等、會葬者約二千名ニ達ス。司令官以下弔詞朗讀者九名、各地ヨリノ弔電四十三通、弔文三通、各種團體軍官民ノ供物、花輪五十六對、生花十三對、供物四十六對及香奠若干アリ。午後五時三十分嚴肅裡ニ終了セリ。

(中 略)

別紙第二

葬儀次第書

- | | |
|--------|-------------|
| 一、會葬者 | 着席 |
| 一、神官僧侶 | 着席 |
| 一、儀仗兵 | 敬礼 |
| 一、神式 | 御式 |
| 一、佛式 | 法要 |
| 一、弔辞 | *以下、改行を詰めた。 |

- | | |
|-------------|--------|
| 一、葬主(大隊長) | 一、軍司令官 |
| 一、守備隊司令官 | 一、聯隊長 |
| 一、總督 | 一、知事 |
| 一、市尹 | |
| 一、在郷軍人聯合分会長 | 一、民間總代 |
| 一、其他 | |

- | |
|--------|
| 一、弔電 |
| 一、玉串焼香 |

*以下、「一」を省略し改行を詰めた。
葬主、軍司令官、聯隊長、第十二中隊長、第九中隊長、總代會葬者(下士一、上等兵三)、總督、知事、市尹、聯合

分会長、民間總代、在郷軍人分会長、赤十字社支部代表者、消防組代表者、各學校代表者、青年團代表者、將校婦人會代表者、愛國婦人會代表者、佛教婦人會代表者、將校團代表者、准士官下士團代表者、兵卒代表者、分院代表者、憲兵分遣隊代表者

一、儀仗兵敬礼

一、神官僧侶退場

一、各位退場

一、一般参列者参拝

團體列拝(午後四時ヨリ) 以上

被葬者4名は下士1・兵卒3名であったことから、葬儀委員を設けず、大隊長松井貫一少佐が葬主となって大隊の營庭で葬儀を執行した。台南の場合と同じ神仏合同葬儀であるが、『臺日』11月29日付も「神佛両式祭詞讀經あり」と記すように、神職の祭詞に続いて僧侶の讀經があり、玉串奉奠と焼香が併行する形態であった。

會葬者として、戦死者を出した第十二中隊長・第九中隊長も玉串・焼香を行っていることは台南の場合と異なる。總代の會葬がこれに続いている。「陸軍葬喪令」に「死者ト同階級以下ノ者通シテ四人」とあることから、下士1・上等兵3名が總代に選ばれたものであろう。被葬者に將校がいないことから、儀仗兵の弔銃斉発はなく、敬礼のみであった。葬儀の様子を『臺日』は次のように記し、大隊長・軍司令官の悲痛な弔辞に會葬者が嗚咽した様子を報じている。

時至るや「吹なす笛」の吹奏裡に儀仗兵の嚴かな敬禮あり。神佛両式祭詞讀經ありて、弔主松井大隊長の悲痛な弔辞に次ぎ、渡邊軍司令官は弔辞朗讀の劈頭より聲涙共に下り、中途にして遂に聲は途絶え、會葬者一同も感極まつて聲を呑み、嗚咽しない者はなかった。

(3) 軍人死没者合葬式の特徴

台南・台中の合葬式は、聯隊・大隊が主催し、「陸軍葬喪令」に則って行われた。葬儀委員の設置、儀仗兵の差遣と敬礼・斉銃、堵列、總代の會葬などほぼ規定通りであった。同令の趣旨は、死没軍人への

弔意と栄誉を表すものであり、特に軍司令官・聯隊長・総督代理・州知事・市尹（市長）など軍官トップレベルの参列と戦死者を称える弔詞等は、栄誉の表出を一層高める効果をもたらすものであった。台南の合葬式は、偕行社で告別式・発柩式を行い、台南公園で葬場祭を行ったことで、その間の葬列に民衆を動員して2万人が沿道に並ぶ盛況であったといい、名誉の戦死の効果を一層高める役割を果たしたと思われる。

葬儀は、神仏合同葬儀の形態であった。それがどのような歴史的意味をもつのかを若干述べたい。「陸軍葬喪令」には葬儀における宗教の規程がない。それは被葬者や遺族の問題であり、国家（軍）が直接に関与することを避けたことによるものであろう。但し、埋葬法規で陸軍は明治6年の「下士官兵卒埋葬法則」に「神葬又ハ仏葬ヲ以テ施行スヘシ」とあり、明治19年に同法則を改めた「陸軍隊附下士官埋葬規則」でも「陸軍埋葬地ノ葬法ハ神葬又ハ佛葬ノ式ヲ以テ施行スルモノトス。死者遺言シテ他ノ葬法ヲ請フト雖モ之ヲ許サス」とあり、神葬か仏葬のみで遺族の希望によることになっていた。海軍も同19年に神葬を行ってきた海軍省職員（出仕）の「葬儀師」を廃し、神葬か仏葬に改めた。軍による葬儀は以後これを概ね踏襲している。但し合同葬儀となると、被葬者や遺族の意向を調整するのは難しいことであり、海軍の鎮守府・艦艇・部隊等では神式・仏式や神仏合同の葬儀を行ってきた。日中戦争が始まると、各鎮守府主催の合同葬儀は当初神式と仏式を交互に行っていたが、やがて仏式に統一した経緯がある。⁽¹⁸⁾ 神仏合同葬儀については、これを軍以外の葬儀や神仏合同招魂祭等に広げて見ると、大江志乃夫氏・白川哲夫氏・藤田大誠氏らの研究があり、日清戦争以後に「神仏合同」が顕著になったといい、神仏合同の招魂祭・慰霊祭が各地で営まれた。背景に、明治15年1月24日の内務省達乙第7号による神宮・官国幣社神官の葬儀関与禁止（府県社以下の神官は従来通り）があり、それまで盛んであった神官による戦没者葬儀が行いにくい状況になる（神官は教派神道教師の資格で行うようになる）とともに、仏教界の戦没者葬儀への積極的な関与があり、

神仏合同の形態が日清戦争以後に顕著になってきたということである。葬儀や招魂祭・慰霊祭をめぐる神道界と仏教界の対立は日露戦争以後も続き、昭和期には仏葬や神仏合同葬儀に対して国式国礼による神式公葬を求める運動も顕著になった。神仏合同は、このような神仏の対立を避け、遺族や被葬者の意向にできるだけ応えようとした形態であった。霧社事件の合同葬儀から1年余り経った昭和7年1月21日には、新潟県の歩兵第三十聯隊留守隊が戦死者の遺骨を迎えて神仏合同葬儀「滿洲事變殉難者慰霊祭」を行った様子が、写真帳『忠魂』に見られる。台湾では、武力平定をほぼ終えた明治28年11月5日に樺山資紀総督以下近衛師団・第二師団等が参列して、「征臺役戦死者霊」を祀る神仏合同招魂祭が台南で行われたことが『近衛師團臺灣征討史』に記されており、日清戦争及び以後の軍人死没者の招魂祭を神仏合同で行った事例を胎中千鶴氏は報告している。霧社事件死没者の神仏合同葬儀は、以上のような国内や台湾における「神仏合同」の葬儀・招魂祭等の展開の中に位置づけられ、台湾における軍による「神仏合同」はその領有以来の歴史をもつものであったといえよう。

なお、台中の合同葬儀における玉串奉奠と焼香が併行する形態については、明治29年6月14日に秋田県知事が主催した県内の征清・征台の役戦没者を慰霊した「臨時招魂祭」で、「式場内の模様を見るに、右方正面に神壇を築き、戦死病没軍人の姓名を淨寫せし靈幅を懸け（中略）左方正面には佛壇を設け、同しく戦死病没軍人の靈幅を吊るし阿彌陀佛の尊像を安置して、前に死亡者の法名簿を具ひ以て香華燈明を捧く」と『生芻一束』に記されている神仏合同の式場の様子が参考になる。⁽¹⁹⁾

2. 追悼会と遥弔式

台中分屯大隊合葬式の2日後の11月30日午後1時、台湾総督府主催の霧社事件殉職殉難者追悼会が、台中市水源地グラウンドで行われた。16名の導師・僧侶による仏式で、前掲「報告」によると、次の次第で行われた。

差定（追悼會式次第）

*以下、改行を詰めた。

一、第一合圖 二十打 着席 一、第二合圖
十打 開式

一、伽陀 式衆入道場 一、導師焼香 一、敬
白文 一、四奉請(散華) 一、式衆焼香

一、台北各宗代表焼香 一、總督弔文(一同起
立) 一、弔辞(軍司令官・台中州知事)

一、弔電 一、讀経 一、焼香(總督・軍司令
官・遺族・台中州知事・各州知事・軍隊代表・
台中市尹・参列者總代) 一、退場

合葬式に代理を送り、霧社にも訪れていなかった石塚英蔵台湾総督が、ここに初めて参列し弔文を朗読した。その弔文で、「小笠原郡守以下多数の殉難者」「荒瀬大尉以下四十五の諸氏遂に中道にして職に殉ずる」というように、「兇蕃」によって殺害された殉難者と、「兇蕃」討伐で斃れた軍・警察等の殉職者を並記し、「齊しく君国の難に斃れ公事の犠牲」となったものとして「世人挙って哀悼の至情を表し官其の功績を表彰する」と述べている。しかし、なぜ哀悼され何が功績なのかを述べていない。渡邊錠太郎軍司令官の弔辞は、「今回の事変は昭和聖代の一大不祥事にして、殉難殉職諸子に對しうたた哀悼の情に堪えざるなり」と述べ、不祥事のために斃れたことに対して哀悼すると批判的に捉えている。また「諸子の犠牲によりて、官民共に武備警戒の寸時もゆるがせにすべからざるを痛感して、…永久に霧社原頭諸子の死を追想して常に大に警ましむる所あるべく、従って将来斯くの如き惨禍の再発を根絶して、永く太平の楽しみを享くるを疑わず。これ実に諸子の功績にして、吾人は誓って諸子の死をして徒事ならざらしめんことを期す」と、殉難殉職という犠牲が惨禍の再発防止や平和に寄与するという功績を述べ、徒事にしないと誓うなど、死の意味づけを行っていることが注目される。追悼会には7千余名が参列したという⁽²⁰⁾。

追悼会と同日・同時刻に、台中市を除く台湾の主な市・街で「追悼会遥弔式」を挙行了。台中での追悼会にあわせ、それに参列できない軍官民を台湾各地で集め、遥弔式を仏式で行った。霧社事件殉難殉職者追悼会は、このように全島的な軍官民の動員

により死没者を追悼するとともに、軍司令官が述べたように今回の事件を徒事にしないねらいがあったものと思われる。

三 陸軍墓地への埋葬

1. 児玉総督による陸軍墓地合葬墓の建設

日清戦争の結果、明治28(1895)年の下関条約で台湾の日本領有が決まり、軍による抵抗勢力平定の戦いを経て、翌年3月12日に「臺灣駐劄ノ各部隊ニ屬スル軍人軍屬ニハ來ル四月一日以降戦時陸軍埋葬規則ヲ適用セス」という陸軍省令第2号が発せられた。台湾も日清戦争中は「戦地」であったが、戦時陸軍埋葬規則を4月から適用しないということは、他の戦地の場合のような戦後に遺体・遺骨を収集して内地の陸軍墓地へ改葬することを行わないことである。台湾が日本の領土となり、各地には陸軍墓地が建設されていたため、そこに埋葬させることを含んだものといえる。事実、同年4月5日に陸達第52号で「臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則細則」(以下「細則」と記す)が制定され、第24条に「軍人軍屬死亡スルトキハ陸軍隊付准士官下士卒埋葬規則ニ依ルノ外左ノ各項ニ依ル」として「一死骸ハ陸軍埋葬地共同墓地若クハ特ニ撰定シタル土地ニ埋葬シ内地ニ還送セス、但海上ニ在テハ水葬スルコトアルヘシ」とある⁽²¹⁾。台湾での死没軍人の死骸は、他の戦地と異なり内地に還送せず、台湾内の陸軍埋葬地等に埋葬せよと「細則」で明文化されたのである⁽²²⁾。

その2年後の明治31年、児玉源太郎陸軍中將が台湾総督に就任すると、陸軍墓地の改葬、合葬墓地の建設に着手した。明治32年2月10日付陸軍大臣宛「臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則細則第二十五條改正ノ儀申請」⁽²³⁾で、明治28年の領台以来各地の守備隊が設置した墓地は50余箇所に及び、管理者もなく荒廃している一方、「死者ノ遺骸ハ遺族等ノ請求ニヨリ概ネ火葬トナシ之ヲ遺族ニ送附セサルモノ殆ント稀ナルヲ以テ、本島ノ墳墓ハ只其残灰ヲ納メ之カ墓標ヲ建設セシニ止マルモノ數多有之」と

いう状況を述べている。軍人死没者の遺骨は殆ど火葬して遺族に送付し、その上陸軍墓地に残灰を納めた墓標を建設しているのは、「細則」に準拠しているからで「本嶋ニ於テハ殆ント無益ナル儀」であると批判している。そこで「細則」の改正を申請し、次の2項を要望した。

第一項 死躰ハ之ヲ火葬シ其遺骨ハ悉皆遺族ニ送附スヘシ。若シ遺骨ノ引取人ナキ場合ニ在テハ合葬墓地ニ埋葬スルモノトス。但海上ニ在テハ水葬スルヲ得。

第二項 合葬墓標ハ、将校下士兵卒備役者ニ區別シ、地方ノ状況ニ依リ適宜ノ材料ヲ撰擇シ之ヲ定ムヘシ。

第一項は「細則」の死骸は陸軍墓地等に埋葬して「内地ニ還送セス」の条項を改正し、悉皆遺族に送付するようにしたいということである。第二項は「細則」に個人墓標のサイズの規程があるので、それを廃止し、各地に散在する陸軍墓地を改葬して「混成旅団司令部所在地及澎湖島」（台北・台中・台南・澎湖島）に合葬墓地を設けたいというものであった。

その後陸軍大臣からの回答がないので、総督府幕僚参謀長は5月10日付陸軍次官宛に督促した。その文書に「實ハ該件ハ當總督ノ熱心ナル御希望ニテ、總督ニハ日々屈指御指令ヲ相待居候」とあり、合葬墓地の建設は児玉総督の熱心な希望であったことがわかる。

陸軍省は、同32年6月7日付「陸達第四十九号」で「細則」を改正し、該当条項を「削除」した。児玉総督の要求に応えたということである。

その後、明治33年4月24日に児玉総督は再度桂太郎陸軍大臣宛「陸軍埋葬規則第一條中削除及改葬ニ要スル費用別途支出相成度儀ニ付申請」を発し、「細則」の埋葬条項は削除となったので、埋葬の基本法規である「陸軍埋葬規則」の一部改正により合葬墓地の設立とその予算書の詮議を申請した。

回答を待ちきれなかったのか、児玉総督は同年6月8日付陸軍大臣宛「合葬墓地設置並改葬ニ要スル費用別途支出相成度儀ニ付申請」を送り、合葬墓地建設は昨年2月に申請したのに未だ指令がないと述べ、遺骨を遺族に引き渡してもなお墓標を建設せよ

という「陸軍埋葬規則」の規程を「無益ノ儀ト被存候」と再度批判し、台北・台中・台南・澎湖島への合葬墓地建設と改葬を再度要望した。

これに対して、陸軍大臣は同年8月18日付省令第24号で「陸軍埋葬規則」を一部改正し、第4条に「臺灣ニ在テ死亡セシ者ノ遺骨或ハ遺髪ハ合葬」することを加えた。10年経過しないと認めない合葬の規定を改正して、台湾では例外的に認めたのである。また第5条に「臺灣ニ在リテ死亡シ若ハ傳染病ニ罹リ死亡シタル者ノ遺體ハ火葬スルヲ例トス」と火葬を認め、死体の引き取りは2日以内とする第18条も「臺灣ニ在リテ死亡セシ者ノ遺骨遺髪ハ四十日」以内と改正した。合葬と火葬、遺骨の遺族への悉皆引き渡しを希望していた総督の意向が認められたのである。これらはまた「陸軍埋葬規則」の矛盾点を、児玉総督が台湾に限り改正させたと見ることができるといえる。児玉総督へは、同日付参謀長宛通牒で申請の趣旨を参酌して改正した旨が伝えられた。なお、児玉総督が再三批判した遺体（遺骨）引き渡し後の陸軍墓地への墓標建設を規定した第6条も、明治37年7月16日付「陸軍埋葬規則」改正で、該当部分が削除された。児玉はその時台湾総督兼参謀本部次長であり、前年までは陸軍大臣も兼務した彼の意向によるものと思われる。

ここに、台北・台中・台南・澎湖島の4ヶ所に合葬墓地を建設し、全島50余箇所に散在した陸軍墓地を掘り起こして火葬し、合葬墓に納める工事が進められることになった。明治33年9月8日付児玉総督から陸軍大臣宛文書に添付された「合葬墓地新営工事設計書」及び別紙図面（図2・図3、彩色部分を加工した。縮尺は原図通りではない）は次の通りである。⁽²⁵⁾

臺灣陸軍將校下士兵卒合葬墓地新営工事設計書

一	合葬墓地	五拾參間 五拾參間	平積貳千八百九坪
	内		
一	合葬墓地敷地平均		平坪貳千五百坪
一	周圍土壘	馬踏參尺 <small>商</small> 貳拾貳尺 <small>貳寸</small>	貳百六間
一	墓地敷地内道路	巾貳間半	六拾參間
一	全	全	巾壹間半 參拾間

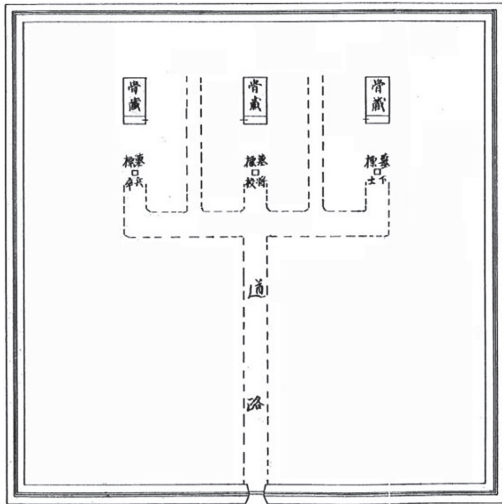


図2 陸軍将校及下士兵卒合葬墓標配置

陸軍将校及下士兵卒合葬墓標配置
六百分ノ一

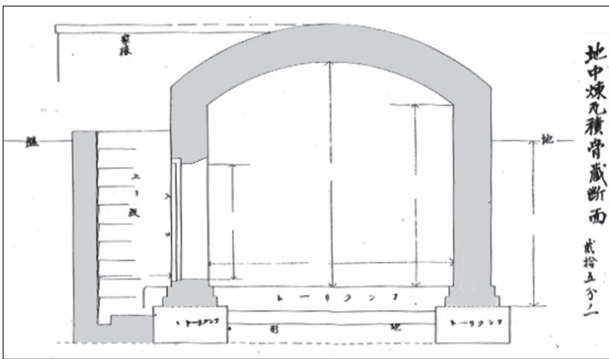


図3 地中煉瓦積骨蔵断面

- | | |
|------------|------|
| 一 骨 蔵 | 参ヶ所 |
| 一 遺骨入器 | 箱或ハ甕 |
| 一 将校下士兵卒墓標 | 参 基 |
- 右仕様 (下略)

墓域の平面は正方形で、面積は 4ヶ所の平均が 2500 坪とのことで、一辺 50 間 (300 尺、約 91m) ということになる。周囲は、下部幅 10 尺 2 寸、上部幅 3 尺、高さ 3 尺の搗き固めた土塁で囲む。土塁内は図 2 のように将校・下士・兵卒の骨蔵を設け、それぞれの骨蔵前に墓標を建てる。墓標は、上記設計書に続く「仕様」に「墓標木材ヲ以テ仮リニ建設スルモノトス」とあり、仮に木標を建てる計画である。骨蔵は納骨施設であり、「仕様」によると、遺骨の多寡により大きさは変え、墓地の状況により地中か地上に設置するとし、その全体的な構造は次のように記している。

- 一 骨蔵ハ別紙図面ニ倣ヒ周囲煉瓦積ミ下ハ適宜ノ地形ヲ為シコンクリート厚壹尺貳寸巾貳尺四寸ニ打堅メ而シテ上部図面之通焼過煉瓦

壹枚半積トナシ上面ハ迫持トナス。底部コンクリート叩キ下地形前全断、而シテコンクリート厚八寸ニ打堅ムルモノトス

但階段周囲ハ壹枚積ニナシ、総テ内部ハセメントモルタルヲ塗抹ス

- 一 階段ハ硬石ヲ以テ具ヘ掛リ小叩キ切りニナシ図面ニ倣ヒセメントモルタルニテ据設クルモノトス
- 一 骨蔵出入口高内法四尺五寸巾三尺トナシ取設クルモノトス

骨蔵は、外側を煉瓦一枚半積みで、内部はコンクリートで堅めセメントモルタルを塗布する。図 3 には寸法を記さないが、原図を採寸すると、骨蔵内部は奥行 3m (10 尺)、高 2.75m (約 9 尺) である。骨蔵に納める遺骨入器は、箱か甕という。

児玉総督は、明治 33 年度の予算で合葬墓を建設すべく陸軍省と費用捻出のやりとりを経て、12 月 11 日に「新営工事ノ件申請之通認可ス」という工事実行許可の電報を受理した。

2. 陸軍墓地のその後と現況

児玉総督の熱意による陸軍墓地合葬墓は、その後どのように建設され、現在どのようになっているのか、その景観の変容を含め、台北・台中・台南の場合について見てみよう。

(1) 台北円山陸軍墓地

台北には、台湾総督府や台湾軍司令部をはじめとする台湾陸軍の中枢機関や部隊が駐屯した。円山陸軍墓地は、台北駅の北方、円山公園の南裾にあった。明治 36 年 1 月の「台北全図」(図 4) に「陸軍合葬墓地」と表記され、骨蔵と墓標が描かれている。左の骨蔵が大きいので兵卒、中央が将校、右が下士であろう。松金公正氏は、明治 34 年に「円山陸軍合葬墓地墓標除幕式挙行」、同 35 年に「円山陸軍墓地第一回祭典挙行」と記すが、明治 35 年 9 月 17 日に、台北庁が所有する円山の土地 2,128 坪余を合葬墓地として陸軍用地と交換したい旨を児玉総督は陸軍大臣に申請しており、認可され決了したのは 10 月 7 日であった⁽²⁷⁾。合葬墓の建設はそれからということになるが、翌年 1 月の「台北全図」に完成した墓地

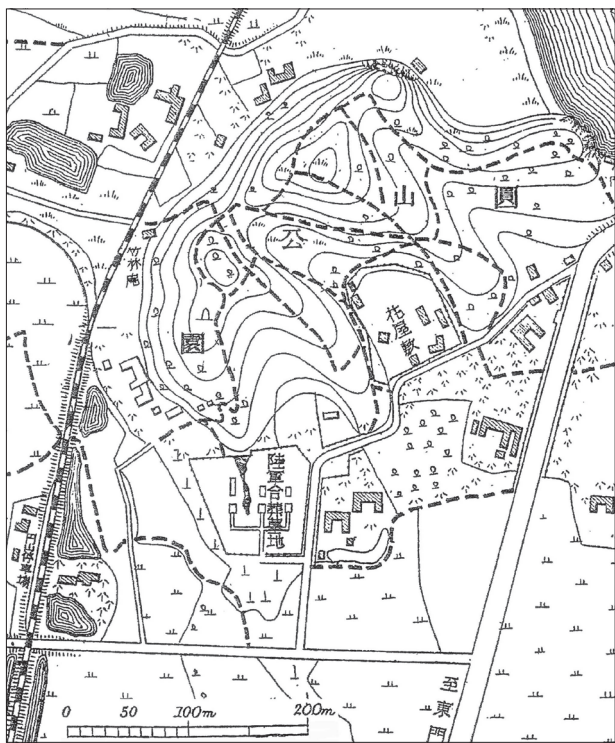


図4 台北全図(明治36.1.1発行)

が描かれているので、2ヶ月弱しかない。一方で、明治35年6月14日付児玉総督より陸軍大臣宛「土地保管轉換之義ニ付申請」に「新竹廳竹北一堡枕頭山陸軍墓地ノ義ハ客年中台北廳大加蚋堡圓山陸軍墓地合葬墓地へ改葬候ニ付所要無之候」と記されている⁽²⁸⁾。枕頭山陸軍墓地は明治34年に円山合葬墓地へ改葬したということである。円山陸軍墓地の用地確保(台北庁と陸軍用地の交換)手続き未了のまま、明治34年に合葬墓地を建設し、近在の陸軍墓地を改葬して合葬したと考えるべきであろう。児玉総督の強引ともいえる合葬墓地建設に向けた意気込みをうかがうことができる。



写真1 円山陸軍墓地跡

墓域に隣接して臨濟護国禅寺(臨濟寺)が現存する。明治33年7月に児玉総督の開基、梅山玄秀の開山になる臨濟宗妙心寺派の円山精舎を前身とする寺院で、陸軍墓地の守護をも兼ねていたという⁽²⁹⁾。児玉の思いが込められた場所でもあったようである。現在墓域一帯は整地され、花博公園となっており(写真1)、合葬墓地の遺構は確認できなかった。

(2) 台中陸軍墓地

明治29年に台湾守備混成旅団が3個設置されると、台中には混成第二旅団司令部とともに歩兵聯隊や騎兵・砲兵・工兵中隊などが置かれ、明治40年の編成替えで歩兵第一聯隊第三大隊が分屯した。台中陸軍墓地は、台中分屯大隊兵營の西南西約1.5kmのところにあった。

合葬墓地の建設は、資材不足で進展しなかったのか、明治35年10月1日に児玉総督は「墓標其他石材」や煉瓦・セメント・砂利など「新設用材料」を台中・台南合葬墓地分として陸軍大臣に献納を申し出た。合葬墓地建設への児玉の熱意をうかがうことができる。献納は11月29日に聞き届けられ、それから工事が始まったことになる⁽³⁰⁾。

明治38年2月24日付台湾陸軍經理部長から陸軍大臣宛「建物移築致度義ニ付伺」によると、「豫テ台中墓地番人宿舎及付屬厠共建設ノ必要ヲ認メ居り候折柄」、台中派出所宿舎が縦貫鉄道の敷地となるので撤去することになり、その浴室と厠を番舎として移築したいという伺いである。合葬墓地を設けて番

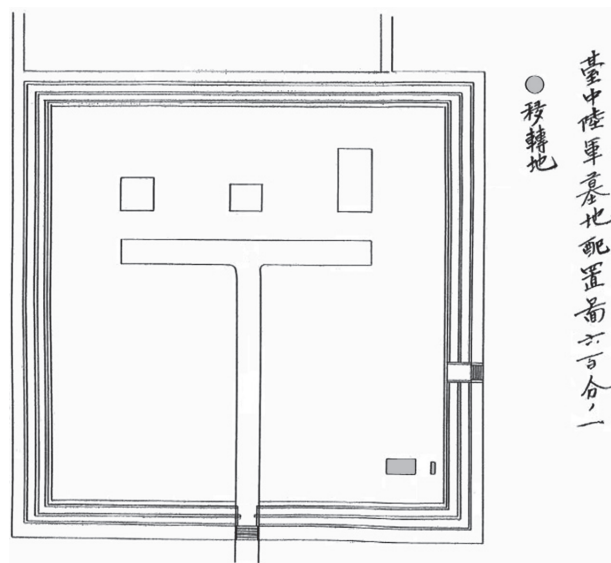


図5 台中陸軍墓地配置図(原図を縮小している)

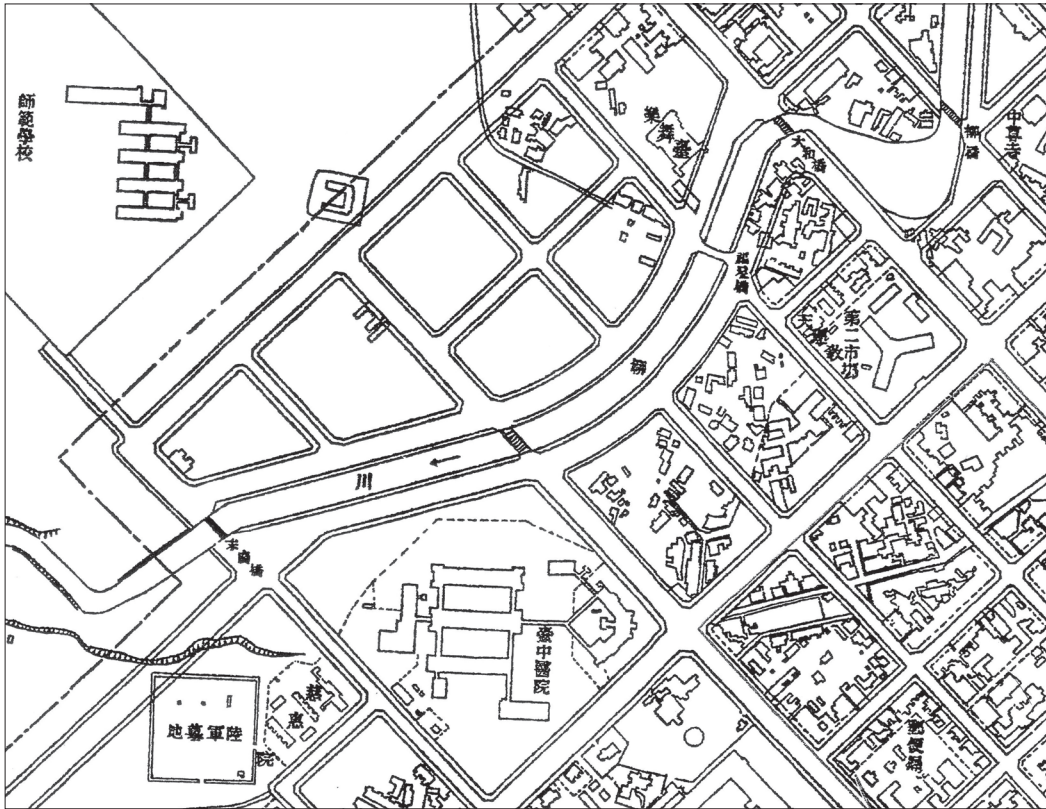


図6 台中市改正圖（大正15年10月、縮尺6千分之1、原寸大）



写真2 大明街を北北西に入る路地（盛り上がった先で分岐し、左の道は東西、右の道は南北の方位である）

人を置くことは児玉総督の構想であった。合葬墓地は、この時に恐らく完成していたが、番舎がなかったということで、常駐の番人もまだいなかったと思われる。同文書には図5の「臺中陸軍墓地配置圖」が添付されており、墓地の規模や配置をうかがうことができる。3基の骨蔵の配置は、円山陸軍墓地と異なり、向かって右手が一番大きいので兵卒、中央が将校、左が下士であろう。土塁は、当初の児玉総督提出の設計図と異なるようであるが、その外側幅は原図を採ずると15.2cmなので、設計図の通り一辺50間（300尺、約91m）で建設されたことがわか

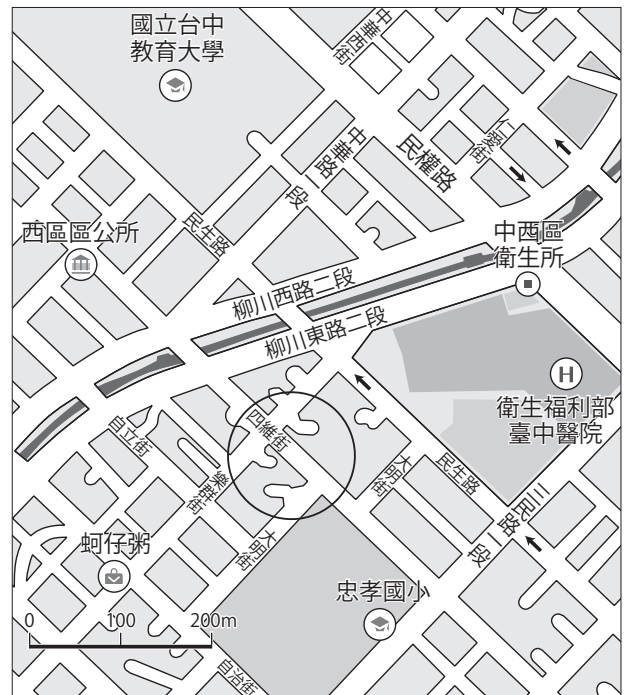


図7 台中陸軍墓地跡推定地（○で囲んだ辺り）

る。骨蔵の右側（兵卒）は6.6×12m、中央（将校）は6×5.1m、左側（下士）は6.3m四方である。図の右下に描かれた大きめの建物が番舎、小さいのが厠である。児玉総督が建設を目指した合葬墓地は、ほぼ設計図通りに建設されていたことがわかる。

陸軍墓地の場所は、大正15年の「臺中市區改正圖」（図6）によると、台中の道路・地割りが約45

度振れているのに対して、総督府設立の台中医院や台中庁、師範学校、陸軍墓地などは東西南北を軸に建設されている。陸軍墓地には3基の骨蔵も描かれている。

陸軍墓地が所在した西区大明街・四維街辺りを訪ねた。かつて台中公学校であった忠孝国民小学に隣接した地は、周囲よりも若干盛り上がり、また周囲の道路とは不自然な形で東西南北方向に延びる狭い路地がある(写真2)。その一帯が、図7に○で囲んだ辺りで、陸軍墓地が所在した場所であろう。今は小公園や駐車場、民家や店が不自然な道路に沿って複雑にぎっしり並んでおり、陸軍墓地の直接の遺構を見出すことはできなかった。

(3) 台南陸軍墓地

明治28年5月の下関条約で日本の台湾領有が決まり、その後の台湾平定の戦いは同年10月の台南城陥落でほぼ終結し、11月18日に台湾総督は全島平定を大本営に報告した。翌年、台南に混成第三旅団司令部が設置され、歩兵第五聯隊や騎兵・砲兵・工兵などが主に城内に配置された。明治40年の編成替えて歩兵第二聯隊が開隊し、その兵舎等は現在国立

成功大学に残っている。

台南陸軍墓地は、台中陸軍墓地と同じく兎玉総督が新設の資材を献納し、それが受け入れられた明治35年11月29日以降工事が始められたことになる。場所は、明治40年の「臺南市街全圖」(図8)によると、大北門付近に砲兵第二大隊・工兵第二中隊・騎兵第三中隊の兵営があり、その城外練兵場の先に陸軍墓地があった。歩兵第二聯隊兵営跡からは北西へ直線で約1.3kmである。

陸軍墓地が所在した台南市北区六甲里の辺りを訪ねた。高層住宅に囲まれた「六甲公園」の一帯は、和緯路二段及び西門路四段の道路から望むと微高地になっている(写真3)。この地に陸軍墓地があったことは、近在の人からの聞き取りで判明し、その

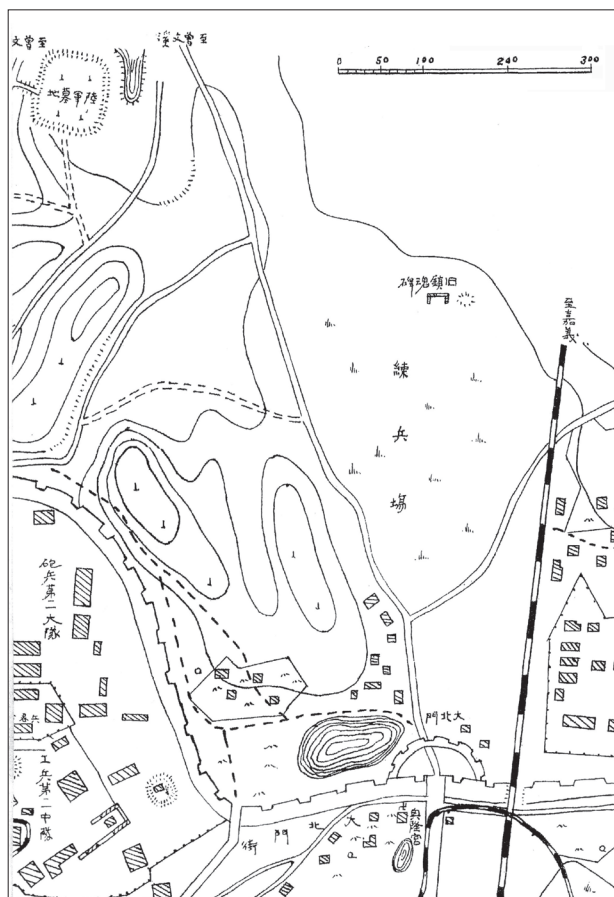


図8 台南市街全圖(明治40年)



写真3 西門路四段の道路から木が茂る六甲公園を望む



図9 台南陸軍墓地推定地(○で囲んだ辺り)

推定地は図9の○で囲んだ辺りである。聞き取りでは、公園の辺りにコンクリートの施設があり、それを壊して遺骨は防空壕の中に納めたが、その後今の社宅（高層住宅）が建てられて、遺骨は別の所に移したとのことである。コンクリートの施設とは骨蔵を指すものであろう。昭和19年9月に台湾軍が廃止されて第十方面軍が新設されると、安藤利吉方面軍司令官は台湾総督も兼務し、終戦後の処理にもあたったが、復員時に陸軍墓地の遺骨を日本に持ち帰らなかったことが、この聞き取りから推測される。

3. 霧社事件死没軍人の遺骨の処理

霧社事件死没軍人の合葬式終了後、台南歩兵第二聯隊の場合、前掲「報告」に「直ニ陸軍墓地ニ納骨セルカ、行列ノ際沿道市民ハ何レモ弔旗ヲ樹テ弔意ヲ表セリ」と記され、遺骨は陸軍墓地に納骨された。台中分屯第三大隊の場合は、『臺日』昭和5年11月29日付に「五時十分終了し遺骨は儀仗兵に護られ陸軍墓地に安らかに納骨した」と記され、こちらも合葬式終了後陸軍墓地に納骨された。

ところが、台湾軍参謀部編『昭和五年十一月二十三日霧社事件陣中日誌』には次の記載がある。

(昭和五年十一月二十日)

出動部隊ニ於テ勇戦奮闘名譽ノ戦死ヲ遂ケタル者ノ遺骨中、内地還送ノ拾九名分ノ島内各地發著時刻左ノ如シ

臺南發	二十三日午前九時〇七分
臺中著	二十三日午後〇時三十五分
發	同 同 〇時四十分
臺北著	二十三日午後五時十五分
發	同 同 五時二十二分
基隆著	二十三日午後六時〇四分（基隆重砲兵大隊將校集會所安置）
基隆乗船	二十四日午後二時（出帆午後四時）（蓬莱丸）

(昭和五年十一月二十三日)

一、戦死者遺骨臺北驛通過

本日午後五時十五分臺南聯隊及臺中大隊ノ戦死者十九名ノ遺骨ハ臺北驛ヲ通過シ基隆ニ向フ

(昭和五年十一月二十四日)

一、遺骨基隆發

臺南及臺中ノ戦死者十九名ノ遺骨ハ本日午後四時基隆發蓬莱丸ニテ故山ニ歸レリ

死没者の遺骨は、合葬式よりも前に、11月23日に台南を出発、台中・台北を經由し、24日に基隆から蓬莱丸に載せて内地へ還送されていたのである。合葬式後に陸軍墓地へ納骨したという記載は台南・台中ともにあることから、陸軍墓地に納骨されたのは、分骨された遺骨、或いは内地還送遺骨の残骨と見るべきであろう。なお、内地還送遺骨は19名分とある。戦死者は22名であったことから、残りの3名は、既述の「生死不明」となり戦死認定された歩兵第二聯隊第三中隊の3名ではなかろうか。行方不明となり、遺骨の内地還送ができなかったものと思われる。

軍人死没者の遺骨は火葬し、悉皆遺族に送付するとした児玉総督の陸軍大臣宛上述の文書の趣旨は、霧社事件の場合に、火葬し生死不明者以外は全て内地に還送したことで実行されたといえよう。但し陸軍墓地に分骨あるいは残骨を納めることについては、規程を見出すことができない。合葬墓地への納骨は、明治33年に墓地建設が認められたことで台湾各地に散在した陸軍墓地を改葬して火葬した遺骨を納めたことと、遺骨の引取人がいない場合であった。内地還送遺骨の分骨等が納められた事実は上記で確認できるが、それが通例であったのかはわからない。但し、昭和戦前期に陸軍部隊等による陸軍墓地墓前祭が『臺日』にしばしば掲載されているが、合葬墓に遺骨等があることによって墓前祭が意味をもってくるものであろう。

四 営内神社での慰霊

1. 営内神社とは

営内神社とは、部隊が兵営内に設けた神祠のことで、営内神祠・隊内神社ともいわれ、軍学校の場合は校内神社、軍工場の場合は構内神社、海兵団の場合は団内神社、艦船の場合は艦内神社などと称され

た。法令上は公的な「神社」ではなく、邸内神祠と同類である。但し、軍用地という公的な場所に、部隊長が申請して陸海軍大臣の許可を得て建設されたことから、公的性格をもつものであったといえよう。建設費用は隊員や将校集会所・酒保からの拠金など私費によるのが通例であった。祭神は神祇か部隊の戦没・殉職者で、隊員の守護や武運長久の祈願、精神教育上、あるいは慰霊・顕彰などの性格をもつものであった⁽³²⁾。ここでは、台湾歩兵第一聯隊第三大隊の護國神社、同第二聯隊の忠魂堂における霧社事件死没軍人の慰霊について述べる。

2. 台中分屯大隊の管内神社「護國神社」における慰霊

霧社事件の討伐から帰隊して4ヶ月余り経った昭和6年4月4日、台中分屯第三大隊は靖國神社の賀茂百樹宮司宛に次の文書を送った。⁽³³⁾

台歩一ノ三 庶第三號

昭和六年四月四日 臺中分屯大隊 [印]
〔臺中分屯大隊〕朱印

靖國神社宮司賀茂百樹殿

神社造營ニ関スル件照會

遠ク郷関ヲ出テ我國土ノ最南端國防ノ第一線ニ立ツ將卒ノ守護神トシテ、朝ニ夕ニ拜ミ祀リ國運ノ隆昌武運ノ長久ヲ祈ランカ爲、別紙ノ如ク營庭吉祥ノ地ニ祠ヲ造營シ概ネ完成セシニ付、來ル四月三十日靖國神社祭ノ吉日ヲトシ、祭神ノ儀ヲ行フタメ、之カ祭神及社名ニ就キ御垂教相煩度、此段照會候也

趣 旨

我國土ノ最南端國防ノ第一線ニ立ツ將卒朝ニ夕ニ國運ノ隆昌武運ノ長久ヲ祈ラントス

大隊歴史ノ概要及祠造營ノ動機

- 一、當地ハ領臺以來約十年混成旅團ノ駐屯地ニシテ、附近ニ領臺及土匪討伐ノ戦蹟少カラス
- 二、大隊ハ明治四十年十一月當地混成旅團ノ廢止ト共ニ、臺灣歩兵第一聯隊第三大隊トシテ當地ニ分屯ス

- 三、爾來土匪討伐及蕃匪討伐ニ從事スルコト數回ナリ、近クハ昨秋霧社事件ニ際シ大隊殆ント全力ヲ以テ出動シ、四勇士ノ犠牲ヲ出スニ至リタルハ甚タ遺憾トスル所ニシテ、其四靈ヲ祀ラントスルノ議起リ、既ニ神社ヲ造營シ近ク鎮座祭ヲ行ハントス (中略)

感 状

台湾歩兵第一聯隊第三大隊
十月二十九日出動シ霧社兇蕃掃蕩ニ從事スルヤ、巧妙放膽ナル計畫指導ト之ニ基ク各中隊ノ勇敢適切ナル積極的動作ハ、忽チニシテ頑強ニ抵抗スル數蕃社ヲ一舉ニ攻略シ、敵ヲシテ彈藥糧秣ヲ後方ニ運搬スルノ遑ナカラシメタルノミナラス、絶ス出動部隊ノ骨幹トナリ戰場ノ主宰者トシテ活動セリ。此ノ行動ハ戰鬥ノ進捗ニ至大ノ好影響ヲ與ヘタルモノニシテ、其武功拔群ナルコトヲ確認シ、茲ニ感状ヲ附與ス

昭和五年十一月二十四日

台湾守備隊司令官 鎌田弥彦

臺中分屯大隊營内建物配置圖 (図10)

これによると、台中分屯大隊は霧社事件に全力で戦い、守備隊司令官から11月24日付で感状を戴いたが、遺憾ながら4勇士の犠牲を出したので、その霊を祀る祠を建てる議が起り、概ね完成して4月30日の靖國神社例大祭の日に鎮座祭を行う予定であるという。大隊が霧社事件戦没者の4霊を管内神社に祀る意図は、「甚タ遺憾トスル所」との表記や感状を添付していることから、戦没者への慰霊と顕彰のためであり、併せて隊員が国運隆昌・武運長久を祈るとあることから、大隊の守護神として加護を祈るものでもあったといえよう。

その大隊が靖國神社の賀茂百樹宮司に依頼したのは、祭神と社名について教を乞うというものであった。これに対して、賀茂宮司は次のように回答している(本文の「」内は別字追記)。

番號 靖庶第五九號ノ二 廳名 臺中分屯大隊
宮司 (サイン) 禰宜 (「豊永」印) 主任主
典 (「友澤」印)

件名 神社造營ニ関スル件 回答

宮司ヨリ臺中分屯大隊へ

標記ノ件ニ関シ庶第三號ヲ以テ照會相成度候處

*護國神社ト命名相成候ヲ「称スルカ如キ」適當「カ」ト存候。祭神トシテハ天照「伊勢」皇大神宮、明治神宮、靖國神社「ノ守冊」ヲ勸請「シ」相成之ニ四勇士ノ靈ヲ併祀相成候ヘハ可然ト相認「哉」ト存候「爲御参考」此段及回答候也

「追テ右三神社守冊ハ夫々御申込相成候ハ一御送可申。神宮神社ノ御分靈ト云フコトハ法規上出来不申、且ツ四靈ト神宮至尊ヲ合祀ト云フコトモ穩カナラサル義ニ有之、仍テ三宮一社ノ守冊ヲ拜受シテ祭祀スルヨ 本文ノ通相定メ候事」

* (頭注)「種々考案ノ結果」

この回答文書は、字句修正や追記があり、苦心のあとがうかがえる。内容は、社名について「護國神社」が適当であり、祭神は天照皇大神宮・明治神宮・靖國神社を勸請し、4勇士の靈を併祀すればよいであろう、というものであった。ここまでは、恐らく賀茂宮司の意を受けて主任主典の友澤乙八が書いたものであろう。ところが、追って書きと字句修正は別字であり、賀茂宮司によるものと思われる。追って書きは、先ずは神宮神社の分靈について、明治32年4月8日付社甲第4号通牒「官国幣社祭神分靈ニ関スル件」に分靈は「濫リニ授与不相成儀ニ付」とあることをふまえ、分靈の授与はできないと記している。次いで霧社事件死没4靈と神宮至尊と一緒に

合祀するのは穏やかでない」と記している。この史料は、宮内神社の建設及びそれにとまなう社名や祭神について賀茂百樹宮司がどのように考え対応したのかを知ることができる貴重なものである。注目すべきことを以下に述べる。

先ず第一は、社名を「護國神社」としたことである。これについて「護國神社」の頭注に「種々考案ノ結果」と記していることから、熟慮の結果導き出した社名ということであろう。周知のように護國神社は、内務大臣が招魂社制度の改善整備のため神社制度調査会に諮問し、昭和14年3月15日付内務省令第12号で4月1日をもって招魂社を護國神社と改称するとしたことで知られる。その神社制度調査会で、児玉九一神社局長は「現在ハ護國神社ト云フモノハゴザイマセヌ」と発言しているが、それ以前に全くなかったのかというと、法令上の「神社」ではないが、昭和9年3月20日に靖國神社外苑に竣工した帝国在郷軍人会の軍人会館（現、九段会館）屋上の「護國神社」があり、軍人会館の竣成祭とともに鎮座祭を行った。天照大神・明治天皇・靖國大神を奉祀し、武甕槌命・経津主命・道臣命・宇摩志真手命を併せ祀るとともに、在郷軍人総招魂社として、靖國神社に祀られない軍人総靈をも祀った社である⁽³⁵⁾。台中分屯大隊の宮内神社「護國神社」は、それよりも3年前に社名・祭神が同じ社（厳密には「靖國神社」と「靖國大神」、配祀神に違いがある）として創建されたことになる。しかも靖國神社の賀茂百樹宮司が命名したということは、護國神社の歴史やその意味を考える上で注目すべきことである。賀茂宮司が護國神社と命名した根拠は示されていないが、大隊からの文書に「我國土ノ最南端國防ノ第一線ニ立ツ將卒ノ守護神」として祀りたいとあることに応えた命名と思われる。

第二に、同じく社名について、大隊では既に「乃木神社」という社名で建設を進めていたということである。『臺日』昭和6年3月14日付に「兵隊の手で神社造營一既報臺中第三大隊營庭に新らしく造營された乃木神社」という記事と、ほぼ完成した神社の写真を掲載している（写真4）。それによると、鳥居は靖國鳥居で、そこから緩やかな10数段の階段上

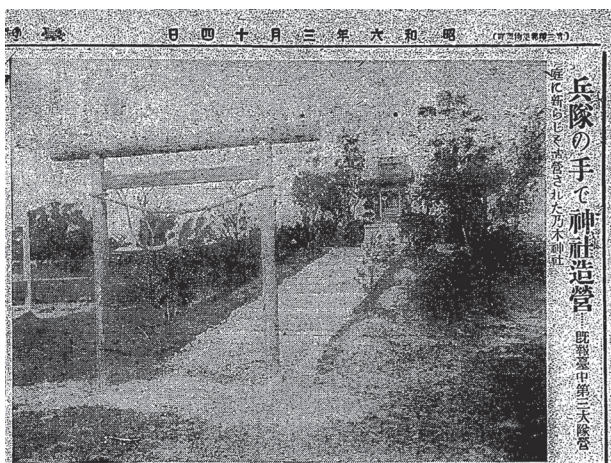


写真4 『臺灣日日新報』昭和6年3月14日掲載の乃木神社

に小祠が鎮座している。第三大隊が「營庭吉祥ノ地ニ祠ヲ造營シ概ネ完成セシニ付」と靖國神社宮司宛文書に記した祠が乃木神社と見て間違いない。乃木神社とは、乃木希典を祭神とする神社であろう。明治天皇の崩御に殉じて武士道を貫いたとして、乃木を軍神と仰ぎ神社を建設する動きが各地に起こり、大正4年に那須、同5年に伏見、同8年に東京赤坂、同9年に長府、そして昭和10年に善通寺で乃木神社が建設された⁽³⁶⁾。台中の管内神社「乃木神社」はその建設の動きの中にあり、乃木はまた第3代目の台湾総督であったというゆかりがある。ところが大隊では、そのことに触れず靖國神社宮司に社名についての教えを乞うているのである。乃木神社としたものの、納得していない様子がかがわれる。そうだとすれば、それは総督としての乃木が台湾統治に行き詰まって自ら職を辞し、台湾では実績をあげていない、むしろ失政ともいわれる台湾での乃木像に起因するのかも知れない。

第三に、祭神とその奉祀についてである。伊勢皇大神宮・明治神宮・靖國神社の「二宮一社」の「守冊」を拝受して勧請し、「四勇士ノ靈ヲ併祀」するのがよいと賀茂宮司は回答している。昭和初期は管内神社が各地で建てられ、靖國神社に願い出て剣や鏡に部隊死没者を鎮霊し、それを辛櫃に納めて持ち帰りご神体として祀る事例が頻出するが、ここでなぜ「守冊」(守札・神札ともいわれる御札)なのかということである。その理由は、追って書きに「四靈ト神宮至尊ヲ合祀ト云フコトモ穩カナラサル義ニ有之」と記していることにある。賀茂宮司は、神宮至尊と死没した4霊が一つの御神体に合祀されることを避けたいと思っていたのである。軍人死没者の霊だけなら剣や鏡に合祀してもよいが、神宮至尊と一緒に合祀することを避けるため、あえて「守冊」にしたものと思われる。

賀茂宮司は、陸軍士官学校の校内神社改築にあたり、校長與倉少将の依頼により社名と祭神について大正5年10月11日に「陸軍士官學校内ノ社祠ノ称號祭神ノ選定ノ件」⁽³⁹⁾で次のように回答した前例があり、台中大隊の管内神社を考察する上で参考になる。

陸軍士官學校内ノ社祠ノ称號祭神ノ撰定ニ

関シ同校長與倉少将ノ依頼ニヨリ撰定スルコト左ノ如シ

一、社號 男建神社 (中略)

一、祭神 軍神 天照大御神

大國主神
武甕槌之男神
經津主神

配祀 士官學校出身將校戰役死没者ノ靈
軍神ハ殿内上段正中ニ安ス 配祀ハ下段少シ左方ニ之ヲ安ス

ここで、賀茂宮司は軍神4柱に対して士官学校出身戦没者の霊は配祀として扱い、祀る場も前者が殿内上段中央に奉安されるのに対して、後者は下段それも中央を避けた左方としているのである。神祇と英霊を併せ祀る場合の合祀を避けた配慮をここに見ることができよう。

第四に、賀茂宮司が祭神として伊勢皇大神宮・明治神宮・靖國神社を提示したことをどのように捉えるかということである。台湾全島の総鎮守といわれた台湾神社は、大國魂命・大己貴命・少彦名命の開拓三神と北白川宮能久親王を祭神として、明治33年9月に創建され官幣大社に列格された。開拓三神を祭神としたのは札幌神社に倣ったもので、明治43年創建の樺太神社も同様に開拓三神を祭神とした。ところが、大正8年に官幣大社として創建が告示された朝鮮神社は、祭神を天照大神・明治天皇とし、大正14年には朝鮮神宮と改称して鎮座祭を執行した。社号改称について内務省は「按ズルニ朝鮮ハ古来内地ト極メテ緊密ナル関係ヲ有シ、之ヲ歴史的、地理的並社會的ニ見ルニ臺灣・樺太ニ於ケルト自ラ趣キヲ異ニシ輕重ノ差歴然タルモノアリ」として、それ故に朝鮮神社は「其ノ性質頗ル重キニ加ヘ祭神ハ我神祇中最モ顯貴ナル天照大神・明治天皇ノ二柱ヲ奉祀スルモノニシテ、此ノ点ニ於テモ國土開拓ノ神ヲ奉祀スル札幌神社、臺灣神社、樺太神社ト同日ニ論ズベカラザルモノナリ」と述べ、開拓三神を祀る3社と朝鮮神社との違いを論じている。このようにして創建された朝鮮神宮の祭神である「最モ顯貴ナル天照大神・明治天皇ノ二柱」を賀茂宮司は管内神社に祀るよう勧めたということである。6年前のことで十分承知していたと思われるが、賀茂宮司の

と社名・祭神ともに同じであり、賀茂宮司の考えによるものと思われる。

賀茂宮司の回答を得た台中分屯大隊は、次の文書を社務所宛に発送した。

台歩一ノ三 庶第三一號

御守冊下附ノ件

昭和六年四月廿日 台中分屯大隊 [印]

〔臺中分屯大隊〕朱印

靖國神社々務所 御中

今般當分屯大隊歴史ニ鑑ミ、營内ニ護國神社ヲ造営完成仕り候ニ就テハ、御神體トシテ靖國神社ヲ奉祀仕度存シ、御守冊一、至急御送附相煩ハシ度、御初穂料ヲ添へ此段御願申上候

先般神社々名並祭神ノ件ニ付御回答ヲ相煩ハシ、厚ク感謝仕候

大隊ニ於テハ御所見ノ如ク決定致シ候段申添候

〔大麻一体發送スミ 四月廿五日〕(朱筆)

賀茂宮司が示した神社名と祭神の通りに大隊で決定したとあり、それにしたがって守冊の下付を申請した文書である。靖國神社は4月25日に文書を受領すると、朱書きのように同日守冊(大麻)を発送した。台中分屯大隊の護國神社は、このようにして神祇と死没4勇士の霊を祀る管内神社として建設された。4勇士の慰霊・顕彰という招魂社的な性格とともに、神祇と英霊に「國運ノ隆昌、武運ノ長久」を祈り加護を願う神社としての性格を併せもつ社であったといえよう。

護國神社がその後も営内に存続していたことは、年不詳であるが部隊史所載の写真(写真5)の第12中隊兵舎の右に「護國神社」と手書きされていることからわかる⁽⁴¹⁾。

兵営内の護國神社の位置については、上掲分屯大隊から靖國神社宮司宛文書に添付された「臺中分屯大隊營内建物配置圖」(図10)からもわかる。表門を入れて営庭の奥正面に神社が鎮座した。

大隊兵営跡は台中市東区にあり、台中駅の北東400m程の南京路・進徳路・自由路三段・雙十路一段に囲まれた辺りである。この広大な敷地は現在殆ど公園として整備され、管内神社があった辺りも削

平されて、写真4のような微高地や祠跡等を見出すことはできなかった。

3. 歩兵第二聯隊の管内神社「忠魂堂」における慰霊

(1) 忠魂堂の創建と改築

台湾歩兵第二聯隊営内の忠魂堂について、大正8年7月7日付で台湾総督明石元二郎が陸軍大臣宛に忠魂堂改築の件を申請した次の史料がある⁽⁴²⁾。

臺灣歩兵第二聯隊忠魂堂改築ノ件申請

大正八年七月七日 臺灣總督 明石元二郎 [印]

陸軍大臣 田中義一殿

臺灣歩兵第二聯隊ニ於テハ、大正三年太魯閣蕃討伐ノ際ニ於ケル戦病死者ノ爲、將校集會所南側ニ一小忠魂堂ヲ建設シ、春秋二季其ノ祭典ヲ行ヒ來リ候處、近來同建物白蟻ノ損害ヲ受ケ修繕ヲ要スルコトト相成候ニ就テハ、此ノ機會ニ於テ別紙計畫書ニヨリ改築シ、同時ニ天照大神宮ノ神靈ヲ合祠シ、將卒ノ敬神思想ノ向上ヲ圖ルト共ニ精神教育ノ資料ニ供シ度旨、同聯隊長ヨリ申出候條、右祠堂改築ノ件認可相成度候也

忠魂堂改築計畫書

- 一、改築建物、別紙圖面ノ通り
- 二、位置、將校集會所南側空地(別紙附圖参照)
- 三、費用、五百円ノ豫定ニシテ内百五十拾円ハ現在ノ忠魂堂維持費(三百円ニシテ該堂建築當時在台南衛戍地將校下士卒ノ寄贈ニ係ルモノ)ヨリ支出シ残餘ハ將校下士ノ寄金ニヨル
- 四、保存法、現在維持費ノ残金百五十拾円ヲ以テ之ヲ維持ニ充ツ
- 五、合祠祭神、天照大神宮

平面圖 縮尺貳拾分之一 (図11)

側面圖 縮尺貳拾分之一 (図12)

位置要圖 縮尺五百分ノ一 (図15)

これによると、忠魂堂は大正3年の太魯閣蕃討伐における戦病死者を祀るために、管内將校集會所南

側に建設し、春秋2回祭祀を行ってきたという。ところが白蟻の害により修繕が必要となったので、別紙計画書と図面のように改築し、併せて天照大神宮の神霊を合祀したいという申請である。これに対して、陸軍省副官から総督府参謀長へ次の回答があった。

副官ヨリ台湾総督府陸軍参謀長へ
通牒案 (陸普)

首題ノ件ニ付、本年七月七日付台副第七五四号ヲ以テ貴総督ヨリ申請相成候処、右改築ハ支障無之候得共 (忠魂堂ニ天照大神ヲ合祠スルハ妥当ナラサルノ嫌有之候間) 戦病死者ノ英霊ノミヲ祠ルコトニセシメラレ度、依命及通牒候也

追テ本件ハ別ニ指令不相成候条、為念申添候

陸軍省選達 陸普第二〇一三號 八月七日

* (頭注) 括弧内削除

改築は支障ないが、天照大神の合祀は妥当ではないので戦病死者の英霊のみを祀るようにせよ、というものであった。以上が史料の概要であるが、注目すべきことを3つ程述べる。

まず第一に、忠魂堂を創建した背景としての大正3年の太魯閣蕃討伐における第二聯隊の「戦病死者」と忠魂堂の性格について探ってみる。児玉源太郎の後任として総督に就任した佐久間左馬太が実施した「理蕃五ヶ年計画」の最後に位置づけられたのが太魯閣蕃討伐であった。大正3年5月から8月まで3ヶ月にわたる討伐を行い、死亡して靖國神社に合祀された軍人・警察は、『靖國神社忠魂史』第五巻によると次の通りである。

歩兵第一聯隊 29 歩兵第二聯隊 33 山砲兵第二中隊 3 基隆重砲兵大隊 1 警察隊 50

台湾軍の総力をあげての討伐であり、警察隊も約三千名を動員した。死没した歩兵第二聯隊33名の内訳は、少尉1、軍曹4、上等兵6、一等卒12、二等卒9、通訳1名であった。死亡日は5月29日から7月21日までに32名で、死亡場所から戦死と思われる。他1名は9月4日に台北衛戍病院で亡くなっているので戦病死かもしれない。以上33名の「戦病死者」(戦死者・戦病死者)を営内に祀るため、忠魂堂が創建されたということであり、戦病死者を慰霊・

顕彰する招魂社的な性格をもった営内神社であったといえよう。

第二に、明石総督の申請に対して、陸軍省側はなぜ天照大神の合祀を許可しなかったのであろうか。総督の申請を受け取った陸軍省側では、天照大神合祀が妥当かどうかを、省の管理下にあった靖國神社の賀茂百樹宮司に副官が尋ねるとするのが想定できる流れである。陸軍省は申請文を7月12日に受理し、回答文書の日付は8月7日、大臣官房の結了は8月11日であった。処理に1ヶ月近くかかっているのも、相談の期間とみることができよう。何よりも、申請文に「天照大神宮ノ神霊ヲ合祠シ」「合祠祭神、天照大神宮」とあることに対して、抹消した部分に戦病死者の英霊を祀る「忠魂堂ニ天照大神ヲ合祠スルハ妥当ナラサルノ嫌有之候」と記し、英霊と天照大神を合祀することに反対しているのである。台中分屯大隊の護國神社の場合も、「四靈ト神宮至尊ヲ合祀ト云フコトモ穩カナラサル義ニ有之」と記し、守冊で祀るのがよいとして合祀を避けようとした賀茂宮司の考えが、上記抹消部分にそのままあらわれているといえよう。明石総督の申請は、英霊と天照大神を一緒に合祀してはならないという賀茂百樹宮司の考えを受けて、陸軍省が許可しなかったものと思われる。

第三に、忠魂堂の創建が大正3年ということは、営内神社の歴史のなかでは古い事例に位置づけられるということである。これより古いものとして確認しているのは、明治31年の赤羽工兵第一大隊の営内神社(歴代皇霊・天神地祇・戦没者)、明治38年の高知歩兵第四十四聯隊の忠魂社(戦没者)、明治41年の高田歩兵第五十八聯隊の五八稲荷(八幡稲荷)、大正元年の小倉歩兵第四十七聯隊の神殿(祭神不祥)の4例のみである。なかでも、歩兵第四十四聯隊の忠魂社は「其初明治三十七、八年戦役中當聯隊補充大隊長少佐玉川清水當隊ニ属スル忠勇ナル戦病死者ノ忠魂ヲ祀リ長ク其英霊ヲ慰メ以テ後世ニ其武勲ヲ傳ヘント欲シ」⁽⁴³⁾て創建を發意したという。戦病死者を祀る営内神社であったことや、その社名を忠魂社ということにおいて、歩兵第二聯隊の忠魂堂創建以前に、類似した性格の営内神社を高知の聯隊に見出

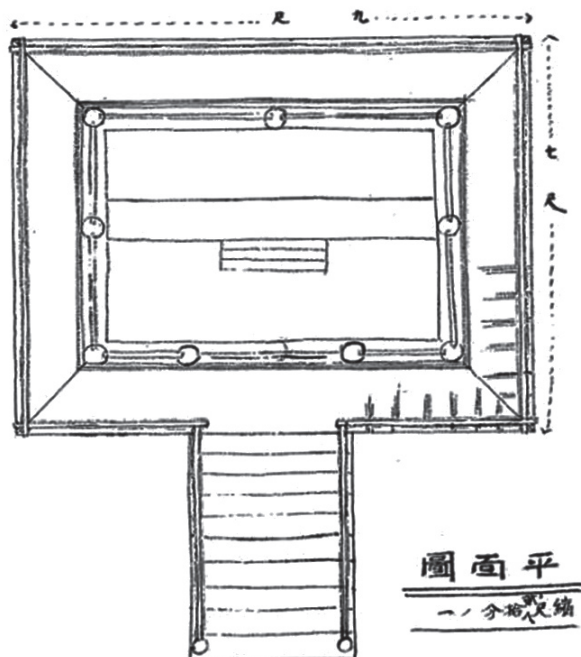


図 11 忠魂堂平面図

すことができる。第二聯隊の忠魂堂創建に影響を与えた可能性がある。

(2) 完成した忠魂堂

忠魂堂改築の許可を得た第二聯隊は、その後どのような宮内神社忠魂堂を再建したのであろうか。

『臺日』大正9年5月7日付に次の記事がある。

臺南聯隊 招魂祭 ▽明八日執行

台南歩兵第二聯隊營内將校集會所側に、彼のタロコ蕃討伐の當時の戦病死者を祭祠せる招魂社は多年の雨露の爲めに腐朽せると且蟻害等の爲め建て換へることゝ爲り、過般來工事中なりし所、今回落成したるに依り、八日午前同招魂社前に於て地方の各關係者等を招待して莊嚴なる招魂祭を執行し、同聯隊在營兵の參拜等もあるべしと

『臺日』同9年5月9日付にも次の記事がある。

軍隊家庭の 神様の社 ▽招魂祭と鎮座式

守永聯隊長の發意に依り、此程より第二聯隊内に建立中なりし軍隊家庭の神様の社は、今回竣成せるを以て、本日招魂祭を兼ね鎮座式を行ひ、午後は角力撃劍等の餘興ありて盛況を極む(八日臺南電話)

忠魂堂の改築は、守永聯隊長の發意という。社名を「招魂社」と記すのは、部隊死没者の招魂祭を行

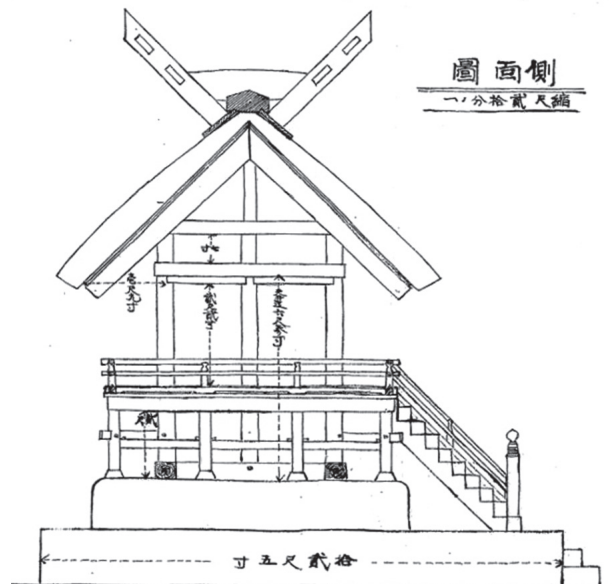


図 12 忠魂堂側面図



写真 6 宮内神社 (『台湾歩兵第二聯隊写真帖 (靖國大会記念)』所載)



写真 7 宮内神社 絵葉書

う社としてそう呼称したのであろう。改築の許可を得てから9ヶ月経って竣成し、大正9年5月8日に鎮座祭・招魂祭を行った。太魯閣蕃討伐死没者の招魂祭であろう。

陸軍省に提出した改築設計図を図11・図12に示した(原図を縮小)。平面図を見ると、基壇の上に建

つ高欄の正面幅9尺、奥行7尺、側面図によると基礎の奥行は12尺5寸、社殿の柱下部から天井までの高さは6尺3寸である。完成した忠魂堂を部隊史(写真6)や絵葉書(写真7)から見てみよう。⁽⁴⁵⁾ともに撮影年は不詳で細部もよくわからないが、「管内神社」と記し、再建後の正式名称のようである。写真7を見ると、社殿の奥の建物が将校集会所である。鳥居の手前左手には、星章を刻んだ石碑が建つ。鳥居は靖国鳥居で、入ると一對の石燈籠がある。基礎から竿・火袋・笠まで四角形の燈籠は日本の神社によく見られる形である。社殿は、コンクリート基礎の正面に3段の階段が設けられ、その上にさらに基壇を設けてその上に祠が建てられている。家根には千木(外削ぎ)と鯉木5本が設けられている。「天照大神宮」の合祀を想定して神明造の社殿を設計し、合祀は許可されなかったものの、社殿は設計図に従って建てられたと見てよいであろう。但し、千木・鯉木からは伊勢外宮を想定したものと思われる。

(3) 霧社事件死没軍人の慰霊

忠魂堂は、太魯閣蕃討伐における聯隊内死没者を祀った管内神社であったが、『臺日』昭和6年10月27日付に次の記事がある。

台南聯隊の霧社事件追悼式

【臺南電話】臺南歩兵聯隊では、花蓮港分屯大隊の來南を機として、霧社事件一周年に相当するので、來る十一月五日午前十時より同事件殉職者歩兵大尉荒瀬虎夫氏等十八名の爲、同隊營内神社に於て神式による追悼式を舉行の筈

11月5日は、第二聯隊死没者18名中15名が戦死した日である。一周年にあたるその日に、荒瀬虎

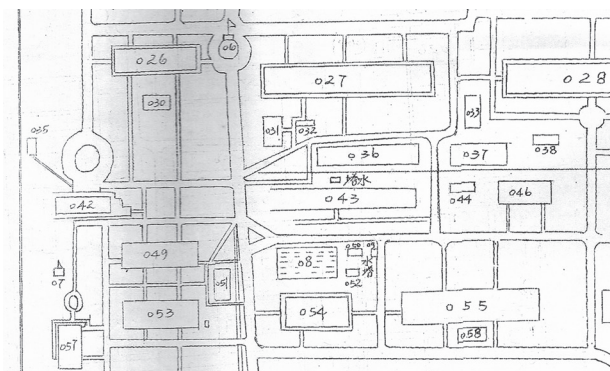


図13 「光復房舍平面圖 中華民國五十五年十月製」(部分、成功大学所蔵)

夫大尉らが所属した花蓮港分屯第三大隊も含めて、管内神社で神式の追悼式を挙行するという記事である。このことから、霧社事件死没者18名も管内神社に合祀されていたことがわかる。この日は特に霧社事件死没者を神式で招魂し、部隊揃って一年祭の祭儀を行ったものと思われる。管内神社の招魂社としての性格をうかがうことができる。

4. 「管内神社」の戦後と景観の変容

日本の敗戦後、歩兵第二聯隊兵營は中華民國軍に接収された。国立成功大学は、台湾総督府設立の台南高等工業学校を前身として、1956(昭和31)年に台湾省立成功大学となり、1966年に旧歩兵第二聯隊兵營の土地・建物を軍から大学に編入した。大学キャンパス内の光復校区と称しているエリアで、旧聯隊の本部建物や兵舎などがよく残っている。

図13は、成功大学所蔵「陸軍第二三三八部隊光復營區讓售成大營地移交接收清冊」に納められた図面で、「光復房舍平面圖 中華民國五十五年十月製」の表題がある。1966年10月の移管時に軍が作製したものと見られている。⁽⁴⁶⁾図14は、1967年の光復校区平面図をもとに、建物を旧軍施設と「美援時期房舍」(米国の援助で1950年以降に建てられた建物)に区分し、旧軍施設の名称を入れたもので、成功大



図14 光復校区平面図(黒塗建物の文字は旧軍施設の名称。成功大学の蔡侑樺氏作図)



写真8 復國建國碑（背後はもと将校集会所の建物）



写真10 忠魂堂跡地（正面は将校集会所跡に建立した建物）



写真9 写真8の碑を拡大

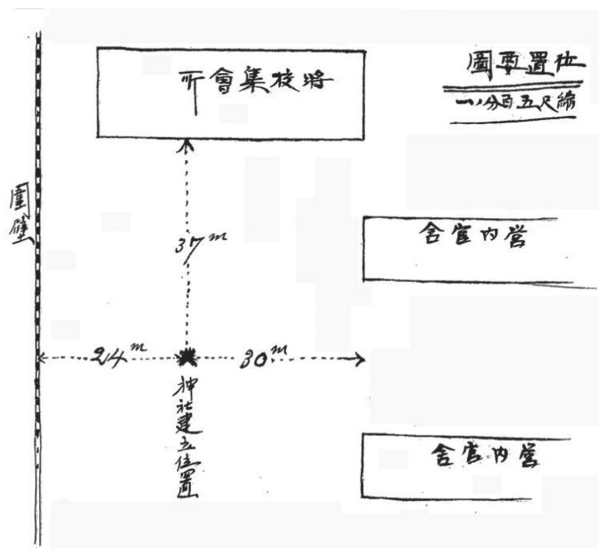


図15 忠魂堂位置要図

小さな建造物が図14に「神社」と記された建物であり、図15の忠魂堂の位置に符合することがわかる。

成功大学に「光復房舎」が移管された時、既に「管内神社」はなくなっていた。その場所には、写真8のような石碑が建っていたのである。

石碑は、正面に「復國建國」と刻まれており、2文字目の「國」の左側が剥離している。写真8は成功大学の1980年の卒業アルバム掲載の写真（成功大学所蔵）であるが、1978年の卒業アルバムにも碑が掲載され「國」の剥離も見える。4文字の碑面の上部には、中国国民党の党章が刻まれており、建碑の主体が国であることを示している。写真8をよく見ると、碑の最下段の基礎正面に3段の石段があり、写真6・7に見える基礎と同じものようである。神社を取り壊したが、基礎は残してその上に碑を建てたものと思われる。この碑や基礎は現存せず、今は

学の蔡侑樺先生の作図である。図15は、先に掲げた明石総督が陸軍省に提出した忠魂堂改築申請文書に添付された忠魂堂の位置図で、将校集会所の南37mと記されている。

これらを見ると、図13の左下に記された「07」の

駐車場となっている（写真 10）。成功大学の蔡侑樺先生は、その東側に 1980 年代に学生宿舎が建てられた時に碑を撤去したのではないかと推測している。

「復國建國」碑がいつ建てられたのかはわからないが、1945 年の日本敗戦後に中華民国政府は軍を台湾に進駐させ、台湾行政長官公署を設置して統治し、1947 年の公署廃止後は台湾省政府が統治にあたった。台湾における戦後の神社や記念碑等の処理については、林承緯氏の研究があり、次のような公署及び台湾省政府の命令等が出されたということである。⁽⁴⁷⁾

1946 年 1 月 日本人が残した「紀年功績」或いは「神社」等の建築物を接収して、社会救済や公益事業に利用せよ（長官公署民政處から各県市政府宛通令）。

1946 年 2 月 神社は命令により忠烈祠及び救済所に改められ（長官公署民政處 1946.2.22 民二第 1114 号函）、台湾神宮・護国神社・建功神社は教育處が借用し、社会教育機構を設立した（長官公署教育處 1946.2.13 教四字第 424 号）。

1946 年 3 月 日偽及漢奸建築塔碑等紀年物を撤去せよ（長官公署訓令 1946.3.7 寅虞（三五）署民字第 2028 号）。

1947 年 1 月 学校内の天皇や神棚を即行撤去し、皇室の紋章を取り除け（長官公署教育處代電 1947.1.28 兩子儉教（三）字第 8659 号）。

1952 年 6 月 日本式石燈籠や日本の年号・名称が入ったものを取り除け（臺灣省政府代電 1952.6.28 肆壹己儉府綱甲字第 51877 号）。

1954 年 1 月 神社の建物や鳥居・奉獻燈籠などの紀年物は改装して利用してもよい（臺灣省政府令 1954.1.8（肆參）府民一字第 114673 号、図 16）。

1956 年 6 月 墓碑にある「皇民」「皇恩」の字は取り除け（臺灣省政府令 1956.6.6（肆

伍）府民一字第 57464 号）。

1957 年 12 月 日本が残した忠靈塔は破壊せよ。但し価値あるものは文字を取り除いて、或いは改装して保存してもよい（臺灣省政府民政庁代電 1957.12.17（四六）民甲字第 21994 号）。

1974 年 2 月 日本帝国主義の優越感を表現した殖民統治記念遺跡を除去する要点一、日本の神社遺跡は、徹底的に取り除くべきだ。

二、日本帝国主義の優越感を表した記念碑や石造構造物は徹底的に取り除くべきだ。

三、（略）

四、民間寺廟や他の公共建築物の中に、日本統治時代の和式装飾構造物や和式燈籠などがあれば、取り除くか改装すべきだ。

五、日本統治時代の橋梁や経を嵌め込んだ石碑は、日本年号が残っていれば全て中華民國の年号に改めるべきだ。

六、日本統治時代の寺廟の寄付石碑や扁額、或いは墓碑などで、単に日本年号を使用しているだけであれば、暫くは現状維持でよい。

（内政部 1974.2.25 臺内民字第 573901 号書類）。

これらのうち、1972 年に日本は台湾と断交したことで、台湾は 1974 年に神社や記念碑等の除去命令を発し、日本統治時代の遺跡・遺物等の除去・改修が大がかりに行われたようである。但し、歩兵第二聯隊の敷地・建物は 1966 年に成功大学へ移管されており、その時既に営内神社は壊され、「復國建國」碑が建てられていた。営内神社や軍の校内神社は、敗戦による連合軍の進駐前に社殿を焼いた事例はあるが、多くは御神体の奉遷、奉焼で終焉を迎えた。⁽⁴⁸⁾歩兵第二聯隊の場合は、営内神社の基礎の上に中華

五 靖國神社への合祀

霧社事件死没軍人の霊は、それぞれの部隊内の管内神社に祀られ、部隊で慰霊されてきたが、更には靖國神社に合祀され、国家による慰霊をうけることにもなった。

霧社事件から1年以上経った昭和7年4月2日付官報に、「陸軍省告示第十二號 昭和五年臺灣霧社事件ニ關シ死没シタル左記人名ノ者特別ヲ以テ本年四月靖國神社へ合祀 仰出サル」として、台湾歩兵第一聯隊・第二聯隊の死没軍人22名の合祀が報じられた。22名の名簿には、氏名の上に軍の階級（進級済）とともに勲等が記されており、既に叙勲があったことを示している。荒瀬虎夫歩兵大尉の場合は「勲五等功七級」とあり、勲五等と金鷄勲章功七級が授与されたということである。金鷄勲章は彼のみで、他は下士が勲七等、兵卒が勲八等であった。4月7日付官報には、同文の陸軍省・海軍省告示第三号で死没警察官6名の靖國神社合祀も掲載された。第46回合祀は、4月25日に招魂式、26日・27日に臨時大祭が挙行された。ここで、靖國神社合祀に関して2つほど検討しておきたい。

先ず第一に、靖國神社に合祀されることの意味である。昭和16年10月に鈴木孝雄靖國神社宮司は次のように述べている⁽⁵⁰⁾。

此の招魂場に於けるところのお祭は、人霊を其處にお招きする。此の時は人の霊であります。一旦此處で合祀の奉告祭を行ひます。さうして正殿にお祀りになると、そこで始めて神靈になるのであります。（下略）

招魂齋庭で御羽車に載せた霊璽簿に人霊を招き、正殿に遷して合祀することで、人霊が神靈になるという。同じ様なことは昭和13年10月に高原正作権宮司も述べており、「招魂の儀に於ては未だ神靈とは申し上げられないので、忠烈の士の御靈とのみ申上げて居るのであります。人としての御靈であるのであります。神殿に御鎮め申してはじめて、大御代靖國の神、護國の神靈とならせられ」るのだという⁽⁵¹⁾。人霊・御霊を神靈となして祀るのが靖國神社の祭祀なのである。さらにその神靈は天皇の親拝を仰ぐこ

臺灣省政府令

中華民國四十三年一月八日
(陸軍府民一字第一二四六七號)

事由：據呈日據時代遺留「神社牌坊」「鳥居」「奉獻燈柱」等紀念物應予拆除一事，核復遵照。

南投縣政府：

- 一 四二府民行字第二八四三〇號呈悉。
- 二 查日據時代遺留「神社牌坊」「鳥居」「奉獻燈柱」等紀念物，對我文化及民族思想確有影響，應予拆除；惟爲愛惜物力起見，在不妨碍觀瞻及廢物利用之下，可予以改裝。
- 三 令復遵照。

主席 俞 鴻 鈞

図16 台湾省政府令 1954.1.8

民国軍が碑を建設したようで、残された社殿を破壊して建碑したものと思われる。その時期は不明であるが、上記からは1946～47年頃に神社の破壊・除去がさかんに命令され、1954～57年の命令は改装して利用してもよいと穏やかな処置に変わっているので(図16)、その間を想定できる。復國建國碑の「建國」の文字からは、1950年に蒋介石が総統に復職して台湾中華民国政府が成立した時期が想起され、図14の「美援時期房舎」とある1950年の朝鮮戦争期にアメリカの援助金で軍の施設が建てられている⁽⁴⁹⁾ので、その一環として1950～53年頃に建碑された可能性が高い。

歩兵第二聯隊の敷地を接收した国軍は、兵營の景観を比較的よく保ってきたが、日本軍の象徴的な施設といえる管内神社はいち早く破壊し、その場所に中国国民党の党章と「復國建國」を刻んだ碑を建て、日本から国を取り戻し新しい「中華民国」を建国したことの象徴とした、ということであろう。

となる。「臣下として神に祀られ御親拜の榮を賜はる、之に過ぎたる榮譽と恩典はないであらう」と言わしめたように、靖國神社に祀られる⁽⁵²⁾ということは、戦前期における臣下（国民）としては最高の榮譽であったということである。

第二に、上掲の官報によると霧社事件死没軍人の靖國神社合祀は「特別ヲ以テ」とあることから、特別合祀であり、それをどのように捉えるかということである。特別合祀は、「明治二十七、八年戦役中戦地ニ於テ疾病若クハ災害ニ罹リ、又ハ出征事務ニ關シ死歿シタル」者を「特旨ヲ以テ戦死者同様合祀」⁽⁵³⁾したことをいい、明治31年11月の合祀で初めて適用された。通常の合祀は戦死・戦傷死者であったが、戦病死や戦地における公務死などにも拡大されたのである。以後の戦役でも適用されたが、特別合祀者の名簿は別に作製された。

台湾における死没軍人の合祀は、明治期に4回行われ、官報の記載は次の通りである。

- ①明治 33.4.21 本年一月臺灣守備隊ニ於ケル戦死者左記甲号ノ人名、今般靖國神社へ合祀…
- ②明治 34.10.16 臺灣守備隊土匪討伐中ニ於ケル戦死者左記乙号ノ人名、今般靖國神社へ合祀…
- ③明治 37.4.21 臺灣守備土匪討伐中ニ於ケル戦死者左記乙号ノ人名、今般靖國神社へ合祀…
- ④明治 44.4.17 臺灣土匪及生蕃討伐等ニ従事シ死歿シタル左記人名ノ者ヲ、特旨ヲ以テ來ル五月靖國神社へ合祀…

①～③までは「戦死者」として通常の合祀であり、④及び大正・昭和の5回の合祀は「…ニ従事シ死歿シタル」左記人名などと表記されて「戦死」と記されず、「特旨ヲ以テ」「特別ヲ以テ」の表記で合祀されている。日清戦争後の台湾平定は「戦地」として扱われ、「土匪」討伐における死没は戦死であった。④以降は「土匪及生蕃」から「生蕃及土匪」「蕃匪」などと生蕃討伐の表記が中心となり、その討伐による死没は戦死ではなくなったのである。公務死

ということであろう。

台湾における死没軍人の扱いは、特別合祀の基準を検討して天皇へ内旨伺いをたてた明治30年12月の文書に「戦地ニ於テ公務若クハ災害ノ為メニ死歿セシ者（例セハ朝鮮台湾等ニ於テ土匪暴徒ニ遭遇シ正當防禦ノ為メニ闘死…セシモノ、如シ⁽⁵⁴⁾）」とあり、台湾における土匪との戦いを公務死として特別合祀と捉えていた向きもあったが、土匪討伐による死没者は上記③の明治37年5月の合祀までは戦死の扱いであった。明治44年の合祀からなぜ特別合祀となったのか、それを明記した史料を見出せない。考えられることは、児玉総督時代の明治35年5月に警察は軍と協力して「溪洲庄後壁林の二村寨に拠る誓に背きたる匪首林小猫、呉萬興を包圍して之を殺戮し、茲に全島の匪徒悉く其影を没するに至れり」と台湾総督府法務部編『台湾匪乱小史』が述べているように、明治35年で土匪討伐はほぼ終結し、総督府もそのように認識していたということである。上記③の合祀者は明治33年8月から同35年12月までの死没軍人であり、その後は明治41年12月の七脚川蕃討伐まで戦闘による軍人死没者はいない。土匪討伐は軍の任務であることから、明治35年の土匪討伐終結をもってそれまでは戦死として扱い、それ以後は生蕃討伐が中心となり警察が行う業務なので、生蕃討伐による軍人の死は公務死として特別合祀の扱いになったものと思われる。

霧社事件死没軍人は、軍や警察関係史料では「戦死」とされているが、靖國神社の合祀にあたっては「戦死」者とされず、公務死や戦病死した人と同じ扱いの特別合祀者であり、「霧社事件ニ關シ死歿シタル」者であったのである。

おわりに

霧社事件死没軍人の慰霊について述べてきた。ここでは若干のまとめと展望を述べる。台湾統治における軍と警察の役割、及び台湾軍と総督府との関係のなかで、霧社事件当時「理蕃」は警察の任務として総督府・警務局が主導し、軍の出動を要請した。出動して事態の重大さを知った台湾軍司令官は、軍

主導による鎮圧に転じ、結果的に22名の軍人死没者を出すに至った。

霧社事件死没軍人の葬儀（合葬式）は、死没者を出した聯隊長・大隊長が主催し、葬儀管理者となって「陸軍葬喪令」に則った葬儀を行った。同法令は、死没者への追悼と栄誉を表すものであり、軍官民を大量動員して盛大な合葬式を執行したことは、その効果を一層高めるねらいがあったものと思われる。追悼会と遥弔式も行い、全島あげての追悼と栄誉の表出が行われた。神仏合同葬儀については、国内では日清戦争以後に顕著になり、葬儀をめぐる神仏の対立の中で昭和期まで見られた葬儀の形態であった。台湾でも、「神仏合同」は日清戦争に続く明治28年の台湾平定の戦いにおける台南の招魂祭まで遡って見られた。今後は、従軍神職・僧侶や布教の動向をも踏まえて、台湾における死没軍人の葬儀・慰霊祭の展開を捉えていきたい。

陸軍墓地への埋葬については、台湾における陸軍墓地が合葬墓地と火葬を特色として児玉源太郎総督により強力にすすめられたことから、内地と大きく様相を異にしており、その実態を捉えることにつとめた。火葬による遺骨の悉皆内地還送という児玉総督の構想は、霧社事件死没軍人の遺骨の処理でも実行されたが、陸軍墓地へも納骨されており、その実態が未だよく捉えきれなかった。研究の蓄積が殆どないことから、手探りの状況であり、昭和期に新設された陸軍墓地や海軍墓地、共同墓地、戦後の遺骨の処理など、関連して捉えなければならない課題が多く残された。台北・台中・台南陸軍墓地ともに、現在その景観は失われ、遺骨がどのように処理されたのかわからない。厚生労働省も把握していないという。陸軍墓地ではないが、霧社事件の現場近くに建てられた「霧社事件殉難殉職者之墓」（日本人慰霊塔）が、1972（昭和47）年の日本の台湾との断交に怒った人物により、ジープで引き倒されたとのことである。それまでは、墓だからと誰も倒そうという話はなかったという⁽⁵⁶⁾。抗日暴動が起きた霧社でもそうであり、陸軍墓地は堅牢な煉瓦とコンクリートの骨蔵があった筈であるが、3箇所ともその遺構は見当たらない。台南陸軍墓地のみは、コンクリート施

設を壊して遺骨を壕に納めたという証言を得たことは貴重であった。

霧社事件死没軍人の慰霊は、台中・台南の部隊の管内神社で行っていた。特に台中分屯大隊の場合は、そのために部隊に管内神社を新設し、社名や祭神について賀茂百樹靖國神社宮司に指導を仰いだ。宮司からは、「護國神社」の社名と死没軍人の霊に併せて伊勢皇大神宮、明治神宮、靖國神社の守冊を奉祀するよう回答があり、招魂社的な性格とともに国土や兵士を護る守護神の性格を見ることができた。また、死没軍人の霊に神宮至尊を合祀してはならないとする賀茂宮司の考えは、それ以前の陸軍士官学校の校内神社や台南第二聯隊の忠魂堂の場合に既に示されており、護國神社の社名とともに、管内神社における祭神奉祀のあり方を示すものとして注目すべきことである。台南の歩兵第二聯隊の忠魂堂も、戦没者を慰霊する招魂社的な管内神社であり、霧社事件死没者も祀っていた。靖國神社に合祀されてもなお管内に社を建てて祀るのは、個人が埋没してしまう靖國神社よりは、戦没者個人の記憶が鮮明な隊内に祀られてこそ慰霊・顕彰の効果を高め、併せて隊員の精神教育の効果も期待することができるからであろう。日本の敗戦後、第二聯隊の兵営は中華民国軍に接收され、管内神社は壊されて跡地に「復國建國」碑が国軍の手により建てられた。それはまた、日本軍と中華民国軍の象徴的な営造物の交代でもあり、兵営の景観をあまり変容させなかったが、その象徴を換えることで、変容の意味づけを行おうとしたものと思われる。

霧社事件死没軍人は、靖國神社に合祀された。但し「特別合祀」の扱いであり、討伐で敵の銃弾や蕃刀で死没しても「戦死」者として合祀されなかった。そこが「戦地」でなく「戦時」でもなく、敵が「土匪」でもなかったからである。ともあれ、靖國神社に神として合祀され、天皇の親拝を受けることは、当時にとっては最高の栄誉であった。霧社事件軍人死没者は、栄誉礼をもって葬儀が行われ、遺骨は故郷に無言の凱旋をするとともに陸軍墓地にも納められて墓前祭の対象となり、部隊では管内神社に祀られて慰霊・顕彰されるとともにその記憶は隊内

で継承され、靖國神社に合祀されて国家による慰霊を受けることになった。その死に対して、部隊や地域、国家による当時における格別な慰霊・顕彰が行われたということが出来る。それはまた、霧社事件が軍や社会に与えた衝撃の大きさを物語るものでもあったといえよう。

本稿作成にあたり、多くの方々にお世話になった。特に国立成功大学歴史学系の顧盼先生、建築学系の蔡侑樺先生や張乃彰さんには現地を案内していただき、蔡先生には帰国後も種々ご教授を賜った。台北芸術大学の黃士娟先生や林承緯先生、台北師範

大学の蔡錦堂先生にもさまざまなご教示を得た。靖國神社には、貴重な庶務書類等を閲覧させていただいた。本研究会の中島三千男先生には台湾の神社全般について、非文字資料研究センター長の田上繁先生には文書の解読でご指導を賜り、津田良樹先生と同センター研究協力者金子展也さんとは台湾調査を同行し、軍関係の調査にご無理をお願いするとともに、金子さんにはかねてより台湾の神社についての情報を提供していただいた。付して感謝申し上げます。

【注】

- (1) 台湾総督石塚英蔵『霧社事件の顛末』昭和5年12月30日（山辺健太郎編『現代史資料』22・台湾2所収、みすず書房、1971年）
- (2) 「霧社事件調査書」昭和5年12月1日付（山辺健太郎前掲書所収牧野伸顕文書）
- (3) 中川浩一・和歌森民男『霧社事件—台湾高砂族の蜂起—』（三省堂、1980年）参照。
- (4) 春山明哲『台湾霧社事件軍事関係資料』（不二出版、1992年）、林えいだい『台湾秘話 霧社の反乱・民衆側の証言』（新評論、2002年）など。
- (5) 基本資料の翻刻や事件関係者の証言などを記録したものとして、山辺健太郎前掲書、戴國輝編著『台湾霧社蜂起事件 研究と資料』（社会思想社、1981年）、春山明哲前掲書、林えいだい前掲書、江川博通『昭和の大惨事 霧社の血桜』（自費出版、1970年、氏は当時能高郡警察課長）、森田俊介『台湾の霧社事件—真相と背景—』（伸共社、1976年、氏は当時総督府警務局理蕃課長）などがある。
- (6) 旧軍の建物として、国立成功大学建築系蔡侑樺『國定古蹟「原日軍台灣歩兵第二聯隊營舎」調査研究暨修復計畫』、財団法人成大研究發展基金会『台南市指定古蹟原日軍台南衛戍病院調査研究暨修復計畫報告書』、黃士娟『建築技術官僚與植民地經營』などがあり、旧軍の組織と展開については大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立」（『岩波講座近代日本と植民地』2、1992年）、檜山幸夫「台湾総督府の刷新と統治政策の転換—明治三一年の台湾統治—」（『台湾総督府文書目録』第3巻、ゆまに書房、1996年）、本康宏史「台湾における軍事的統合の諸前提」（台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所、2004年）、台湾における葬儀として胎中千鶴『葬儀の植民地社会史』（風響社、2008年）などがある。
- (7) 台湾軍参謀部編、春山明哲前掲書所収
- (8) 台湾総督府警務局編、戴國輝前掲書所収
- (9) 以下の動員数は台湾総督府警務局編『霧社事件誌』（戴國輝前掲書所収）による。
- (10) 台湾総督府警務局編『霧社事件誌』（戴國輝前掲書所収）
- (11) 台中州能高郡警察課「霧社事件ニ関スル概況説明書」（戴國輝前掲書所収）
- (12) 陸軍省大日記・昭和五年十月霧社事件関係書類綴、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C10050165200、（防衛省防衛研究所）。なお、関安雄は上掲史料及び『靖國神社忠魂史』に関安男とある。
- (13) 陸軍省大日記・昭和五年十月霧社事件関係書類綴、JACAR：C10050160700
- (14) 台湾総督府警務局編『霧社事件誌』（戴國輝前掲書所収）
- (15) 台湾軍参謀部『臺灣軍参謀部三十七年十月霧社事件陣中日誌』（春山明哲前掲書所収）
- (16) 陸軍省大日記・昭和五年十月霧社事件関係書類綴、JACAR：C10050167200
- (17) 「臺灣軍將校同相當高等文官職員表（昭和五年八月二十一日調）」、春山明哲前掲書所収
- (18) 拙稿「海軍の葬儀・慰霊と靖國神社」（『國學院大学研究開発推進センター研究紀要』第8号、2014年）参照。
- (19) 神仏合同の葬儀・招魂祭については、大江志乃夫『靖國神社』（岩波新書、1984年）、白川哲夫「地域における近代日本の「戦没者慰霊」行事—招魂祭と戦死者葬儀の比較研究—」（『史林』第87巻第6号、2004年）、藤田大誠「戦死者の霊魂をめぐる慰霊・追悼・顕彰と神仏両式—明治前期における招魂祭の展開を中心に—」（國學院大学研究開発推進センター編『霊魂・慰霊・顕彰—死者への記憶装置—』錦正社、2010年）、同「日清・日露戦争後の神仏合同招魂祭に関する一考察」（『國學院大学研究開発推進センター研究紀要』第4号、2010年）を、台湾の葬儀は胎中千鶴『葬儀の植民地社会史』（風響社、2008年）を参照した。『生芻一束』は松本正純著、明治29年発行。『忠魂』は歩兵第三十聯隊留守隊が製作して遺族に渡した写真帳で、國學院大学研究開発推進センターのホームページに掲載している。
- (20) 台湾総督府警務局編『霧社事件誌』（戴國輝前掲書所収）

- (21) 原田敬一「陸海軍墓地制度史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第102集、2003年)参照。
- (22) 小林又七編輯・発行『明治三十年一月現行陸軍給與令全書』1897年
- (23) 明治33年乾「貳大日記8月」(防衛省防衛研究所)、JACAR:C06083285500。但し、申請は「細則」第25条改正とあるが、埋葬の規定は注(22)の史料では本文にも記したように第24条である。
- (24) 明治33年乾「貳大日記8月」、JACAR:C06083285500
- (25) 明治33年坤「貳大日記9月」、JACAR:C06083358200
- (26) 松金公正「日本統治期における妙心寺派台湾布教の変遷—臨濟護国禪寺建立の占める位置—」(『宇都宮大学国際学部研究論集』第12号、2001年)
- (27) 明治35年坤「貳大日記10月」、土地交換の件、JACAR:C06083704200
- (28) 明治35年坤「貳大日記11月」、土地保管転換の件、JACAR:C06083708700
- (29) 注(26)に同じ
- (30) 明治35年坤「貳大日記10月」、石材其他献納の件、JACAR:C06083708900
- (31) 明治38年坤「貳大日記3月」JACAR:C06084098900
- (32) 拙稿「管内神社等の創建」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年)、拙稿「軍隊と神社—神奈川の管内神社等を中心として—」(『神奈川地域史研究』第29号、2011年)
- (33) 以下の史料は『昭和六年 庶務書類』(靖國神社所蔵)による。
- (34) 「神社制度調査会第十回總會議事録」昭和13年10月27日(神社本庁所蔵)
- (35) 帝國在郷軍人會三十年史編纂委員『帝國在郷軍人會三十年史』(帝國在郷軍人會本部、1944年)
- (36) 拙稿「明治の終焉—明治天皇・乃木希典の死とその神格化」(『日本史100話』小径社、2013年)
- (37) 檜山幸夫「台湾總督府の刷新と統治政策の転換—明治三年の台湾統治—」(『台湾總督府文書目録』第3巻、ゆまに書房、1996年)
- (38) 拙稿「管内神社等の創建」(前掲書所収、334P)
- (39) 『自大正五年至同八年 庶務書類』(靖國神社所蔵)、拙稿「管内神社等の創建」で紹介した。
- (40) 大正14年4月付。蔡錦堂氏は同史料を引用し「この考え方がおそらく当時台湾總督府が天照大神を台湾神社の祭神に奉祀しなかった理由でもあろう」と述べている(蔡錦堂『日本帝國主義下台湾の宗教政策』同成社、1994年)。なお、台湾神宮・朝鮮神宮等の祭神については、他に菅浩二『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神—』(弘文堂、2004年)、本康宏史「台湾神社の創建と統治政策—祭神をめぐる問題を中心に—」(台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2003年)、高木博志「官幣大社札幌神社と『領土開拓』の神学」(岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、2001年)、青井哲人『植民地神社と帝国日本』(吉川弘文館、2005年)などの論考がある。
- (41) 台湾歩兵第一聯隊史編集部『台湾歩兵第一聯隊史 軍旗はためくところ』1988年
- (42) 大日記乙輯大正8年、JACAR:C03011178300
- (43) 拙稿「管内神社等の創建」(前掲書所収)
- (44) 『大正十三年 庶務書類』(靖國神社所蔵)
- (45) 部隊史は東日本台歩二会編『台湾歩兵第二聯隊写真帖(靖國大会記念)』(同会、1973年。靖國神社所蔵)、絵葉書は蔡錦堂氏所蔵。
- (46) 以下の図面・写真は成功大学の所蔵で、建築系蔡侑樺先生からご提供いただきご教示を得た。
- (47) 林承緯・黃士娟『金瓜石神社活化再利用規劃研究案結案報告書』(新北市立黄金博物館、2012年)。神奈川大学歴史民俗資料科学研究科修士課程1年の路平さんの翻訳を参照して意識した。路平さんの翻訳は神奈川大学教授中島三千男氏のご提供、図16の「台湾省政府令」は林氏のご提供による。
- (48) 拙稿「管内神社等の創建」(前掲書所収、341~343P)
- (49) 成功大学建築系蔡侑樺先生からのご教示による。
- (50) 鈴木孝雄「靖國神社に就て」(『偕行社記事特号(部外秘)』第805号、1941年)
- (51) 高原正作「靖國神社の臨時大祭に就て」(『偕行社記事』第769号、1938年)
- (52) 青木大吾『軍事援護の理論と實際』(南郊社、1940年)
- (53) 明治31年9月30日陸軍省告示(『靖國神社百年史 資料篇上』1983年)。特別合祀については赤澤史朗「靖國神社における戦没者の合祀基準の形成—明治期に関して—」(國學院大学研究開発推進センター編『招魂と慰霊の系譜』錦正社、2013年)がある。
- (54) 明治30年12月「靖國神社特別合祀者ノ件ニ付御内旨伺ノ件」、明治31年乾「貳大日記4月」JACAR:C06082834400
- (55) 例えば台湾軍參謀部『皇朝第五編三三三三霧社事件陣中日誌』、台湾總督府警務局編『霧社事件誌』や、本文に引用した昭和5年12月11日付憲兵司令官峯幸松から陸軍大臣宛「霧社事件殉職並遭難者合葬式及追悼會舉行ニ関スル件報告(通牒)」などで死没軍人を「戦死者」と記している。
- (56) 柳本通彦『台湾・霧社に生きる』(現代書館、1996年)